

# 広島県立文書館紀要

## 第12号

### 《文書館業務論》

広島県立文書館における長期保存文書の整理について

..... 荒木 清二・安藤 福平 ( 1 )

### 《史料研究》

広島藩家老東城浅野家給知とその文書 ..... 西村 晃 ( 22 )

明治初期の小田県布告について

山野村役場文書から ..... 長沢 洋 ( 41 )

アーカイブズとしての絵葉書 ..... 西向 宏介 ( 57 )

---

平成25年 ( 2013 )

広島県立文書館

# 広島県立文書館における長期保存文書の整理 について

荒木 清二  
安藤 福平

【要旨】 広島県立文書館では、平成21～23年度に広島県緊急雇用対策基金事業（公文書等情報化推進事業）として、広島県の長期保存文書約9,500冊の整理を行った。本稿では、この事業で実施した長期保存文書の整理方法を具体的に紹介し、その成果と今後の課題について述べた。

はじめに

- 1 広島県緊急雇用対策基金事業（公文書等情報化推進事業）の概要
  - 2 シリーズ編成による長期保存文書の整理
  - 3 成果と課題
- おわりに

## はじめに

広島県では、平成24年4月1日に広島県文書等管理規則（以下、「規則」という。）を一部改正した<sup>1)</sup>。この改正は、歴史資料として重要な公文書の文書館への移管及び県民による利用を促進することを目的としたもので、主な改正内容は次のとおりである。

- (1) 保存年限区分の「長期」を廃止し、最長期の保存年限区分として「30年」を新設（規則別表）。
- (2) 保存年限区分の例外として、保存年限を定めない「無期限」の区分を新設（同上）。
- (3) 保存年限が30年である完結文書の保存年限が満了したときは、当該文書を文書館長に引き渡すことを規定（規則第9条）。
- (4) 保存年限の延長基準を整備（規則第10条）。  
ア 監査・検査等の対象になっている場合等における義務的延長

## イ 職務の遂行に必要と認めるときにおける任意的延長

(5) ファイル管理表の記載事項に「廃棄・移管予定年度」の欄を追加(規則別記様式)

このうち(2)については、「無期限」はあくまでも例外的な区分であることから、(ア)記載事項が随時に追記又は更新されるものであること、(イ)長期的かつ継続的に使用する必要があること、(ウ)引継ぎにより総務課等の書庫で保存せず、主務課において保管していること、という要件をすべて満たしているものに限定した。これは、主務課で常用している台帳類を想定したもので、保存年限を「無期限」としたときは、総務局総務課長に報告しなければならないと規定した(規則第7条第2項)。(4)イの保存年限の任意的延長の場合も、延長期間と理由を総務課長に報告することが義務付けられた(規則第10条第2・3項)

また、経過措置として、規則改正前に保存年限を「長期」としていた文書等の管理については、なお従前の例によることとした。ただし、当該文書のうち、完結年度の翌会計年度の4月1日から起算して30年を経過する完結文書については、当該完結文書が法令により廃棄しなければならないとされている場合等特別の理由がある場合を除き、文書館長に引き渡すよう努めるものと規定された(規則附則第2項)

なお、この規則は、知事部局の行政文書に適用されるものであるが、監査委員事務局等の行政委員会の一部でも文書管理に係る規程を同様の内容に改正した<sup>2)</sup>。

以上のように、この規則改正により、従来保存年限を「長期」としていた知事部局等の重要な文書が文書館に移管されることになり、文書館の閲覧制度で利用することが可能になった。ただし、この規則は、平成24年度以降に作成される文書について適用されるもので、平成23年度以前に「長期」と定められた文書については、従前どおり総務課の管理下に置かれることになった。今後は、これらの文書についても、規則附則第2項に定める努力義務に従い、完結後30年を経過したのから順次文書館への移管手続きを進める必要がある。

実は、これらの長期保存文書のうち、昭和53年度以前に完結した文書の一部は、従来から文書館の書庫で保管しており、必要に応じて県職員の利用に

供してきた。しかし、文書館に管理権限がないため、県民等がこれらの文書を閲覧するためには情報公開制度を利用する必要があり、その場合は主務課が対応してきた。文書館で現物を保管しているにも関わらず文書館の閲覧制度で利用に供することができないという不自然な状況であり、当館にとってはその管理権限を得ることが長年の課題であった。

一方当館では、将来これらの文書が移管されることを見越し、総務課の了解を得た上で整理を進めてきた。平成21～23年度には、広島県緊急雇用対策基金事業（公文書等情報化推進事業）として約9,500冊の整理を行い、それぞれの簿冊<sup>3)</sup>の内訳を示す件名目録を作成した（件名総数は約106千件）。平成24年度には、その目録を業務の参考用として主務課に提供するとともに、これらの文書の文書館への移管手続きを進め、大半の文書については来年度からの一般公開への道筋を付けることができた。ここではまず、長期保存文書の受け入れと整理に関するこれまでの経緯と、この事業の概要を紹介する。

## 1 広島県緊急雇用対策基金事業（公文書等情報化推進事業）の概要

### 1-1 長期保存文書の受け入れと簿冊目録の作成

広島県の知事部局（企業局，病院事業局を含む）の長期保存文書は、もともと県庁本館の地下書庫で一括保管されていたが、書庫が狭隘化したことから、その一部を文書館の書庫に移すことになった。こうして、平成15年7月に昭和43年度以前の完結文書5,440冊が、平成21年7月に昭和53年度以前の完結文書4,345冊が文書館に移された。移動した長期保存文書は合計9,785冊であるが、その後保存年限が有期限に変更されたものや、主務課に返却したものなどが320冊あり、現在ではそれを差し引いた9,465冊を長期保存文書として保管している。

これらの文書は、従来どおり総務課が管理する現用文書として扱われることになったため、文書館の閲覧制度では一般の利用に供することができなかった。当館では、平成15年に初めて長期保存文書を受け入れた当時から、その管理権限を移すように要望してきたが、なかなか実現に至らなかった。

一方当館では、県職員による利用の便宜を図るため、受け入れた文書の簿冊目録の作成を進めた。平成18年5月には「県立文書館保管分 長期保存文

書目録」を作成し、県職員が利用するグループウェア（全庁文書箱）に登載した。その後、平成21年7月の第2次受け入れ分を加えて、同年11月に目録を改訂した。

簿冊目録の作成に当たっては、文書の分類や排列をどうするかが重要なポイントになるが、もともと文書は課ごとに分けて保管されていたので、課ごとに分類するのが合理的であった。しかし、課の名称は長い時間軸で見ると離合集散、名称変更が頻繁に繰り返されており、しかも、それぞれの簿冊の課名の付け方が、文書作成時の課名であったり、その後に所管した課名であったりしてまちまちだったため、新たに「シリーズ名」を付与して分類を行うことにした。

この場合の「シリーズ名」は、「地方課」が作成・所管した文書を「地方」とするなど、概ね課の名称を採用した。ただし、「総務課」所管の文書を「総務」と「学事」に分けた場合があり、逆に「児童課」「児童家庭課」「児童福祉課」所管の文書を「児童福祉」という「シリーズ」に統合した場合もある。

この時点で付けた「シリーズ名」は、課（サブサブファンド<sup>4)</sup>という大きな単位に相当するものであるので、「同一の活動から生じ一つの単位として扱うことが適当な文書<sup>5)</sup>」という本来の「シリーズ」ではない。いくつもの「シリーズ」の集合というべきものであるが、この時点では、下位にどのような「シリーズ」を含むか精査したわけではない。課という組織単位の制約をある程度払拭して、組織の変遷にも関わらず継続する機能（あるいは関連する機能の集合）に着目できるように、とりあえず、「課」という文字をはずして若干の微調整を図ったというに過ぎないものであった。

文書の排列は、「シリーズ名」ごとに完結年度順とし、同一完結年度の文書は登録番号順とした。登録番号とは、県庁の地下書庫に保管されていた時点で総務課が付与した6桁の番号（例えば「100001」など）である。登録番号は、概ね地下書庫における排架順になっていたが、その順番が文書本来の秩序を反映していないケースがあったため、登録番号順に排列することによって文書の掲載順がランダムになった部分もある。

目録の記述は、簿冊1冊を1レコードとし、「課名」、「完結年度」、「題名/件名」、「文書分類記号」、「規格・サイズ」、「登録番号」を記載した。表1は、目録の一部（シリーズ名「総務」の冒頭部分）をサンプルとして示したものである。

表1 県立文書館保管分 長期保存文書目録（平成18年5月）

						1 総務 1010
課名	完結年	題名/件名	分類記号	規格・サイズ	登録番号	
1 総務 1010						
総務課	S25	事務引継 副知事・総務部長	A1040	B5 6	100001	
総務課	S27	法制審議会	A20A04-1	B5 6	100003	
総務課	S27	法制審議会	A20A04-1	B5 4	100004	
総務課	S28	法制審議会	A20A04-1	B5 6	100005	
総務課	S31	法制調査研究/法規制定原簿及び事務一般	A20A02	B5 6	100002	
総務課	S31	争訟一件	A22	B5 4	100006	

## 1-2 広島県緊急雇用対策基金事業（公文書等情報化推進事業）の概要

簿冊目録の作成によって利便性は高まったが、簿冊内に含まれる個々の文書の内容については、個別に確認するしかなかった。例えば、公有水面埋立に関する簿冊は全部で1,000冊以上あり、特に昭和40年代には同一年度で数十冊にも及ぶ。似たような表題が付けられているものも多く、その中から特定の文書を探し出すためには大変な労力を要した。

検索を容易にするためには、簿冊内に含まれる個々の文書の件名目録を作成するのが有効であった。また、簿冊の劣化も進みつつあり、保存のための手当てを行う必要もあったが、現状の予算と人員体制で大量の文書を整理することは困難な状況であった。

折しも、平成21年度から広島県緊急雇用対策基金事業が始まり、当館にも同事業の活用について照会があった。そこで、当時の石本俊憲館長の指示により、この事業を活用して3か年計画で長期保存文書の整理を行うことになった。事業名は公文書等情報化推進事業（長期保存文書整理・件名目録デジタル化事業）とし、文書の保存手当てと件名目録の作成を直営で実施することにした。整理に従事する職員はハローワークを通して公募し、面接による選考を行って臨時職員として採用した。

3年間の総事業費（実績額）は12,641千円<sup>6)</sup>、雇用・就業者数は19人（延べ1,323人日）に及び、予算・人員規模の小さい当館にとっては非常に大きな事業になった。なお、整理作業には、臨時職員だけでなく、再任用職員（行政職）や嘱託員も従事し（平成21年度3人、22年度3人、23年度2人）、全体の進行管理は筆者2名が担当した。

## 2 シリーズ編成による長期保存文書の整理

### 2-1 シリーズ/サブシリーズの編成

次に、長期保存文書の整理方法を具体的に紹介する。前述のように、従来からそれぞれの簿冊を「シリーズ」に編成して簿冊目録を作成していたが、今回の整理に際してその編成を組み替え、シリーズ(大区分)/サブシリーズ(中区分)の2階層にした。なお、目録が完成した段階で、「シリーズ」を「大区分」、「サブシリーズ」を「中区分」と呼称することとしたが、本論では「シリーズ」、「サブシリーズ」と呼称する。

当館の従来の「シリーズ」は、概ね課の名称を採用したもので、平成21年11月の目録では66の「シリーズ」を設けていた。この「シリーズ」は、類似の業務活動を課のレベル程度に束ねたものであったので、より細かく業務活動ごとに区分をする必要から「サブシリーズ」を設けたのである。したがって、サブシリーズが本来の「シリーズ」(「同一の活動から生じ一つの単位として扱うことが適当な文書」)に相当する概念となる。この場合、保存されている文書の量も勘案して、新たにシリーズとして独立させたものもある。「農業協同組合」「農業共済」「保安」「水道」「公有水面」などである。

例えば、従来は、港湾の公有水面埋立に関する文書は「港湾」という「シリーズ」に、河川の公有水面埋立に関する文書は「河川」という「シリーズ」に分類していたが、今回は新たに「公有水面」というシリーズを設定して独立させ、そのシリーズを構成するサブシリーズとして「公有水面埋立(港湾)」と「公有水面埋立(河川)」を設けた。両者とも公有水面埋立法という同一の法令に基づく業務活動によって生じた文書であることから一つのシリーズにまとめ、埋立の対象が「港湾」か「河川」かによって所管課も分かれているのでサブシリーズとして区分したのである。なお、「港湾」、「河川」というシリーズはそのまま残し、それぞれの職能に係る公有水面埋立以外の文書を帰属させることにした。

また、「保安」は工業技術課から消防防災課へ部をまたいで事務が移行したが、これをひとつのシリーズにまとめ、「水道」は土木部河川課と衛生部公衆衛生課が分担していた事務が衛生部に一本化され、衛生部でも担当課の名称が、衛生部公衆衛生課、環境衛生課、公害対策局環境整備課、環境保健

部環境整備課とめまぐるしく変遷するが，シリーズとして独立させた。

一方，土木建築部監理課から総務部地方課に事務が移行した「字の変更」に関する文書は，二つのサブシリーズに分けた。すなわち，監理課が作成した文書は，「7010監理」の「11所属未定地の編入・字の変更」に，地方課が作成した文書は，「2030地方」の「8新土地の確認・町（字）の変更」という二つのサブシリーズに編成した（後者に一本化する選択肢もあったが）。そのかわり，注記をほどこし，相互参照ができるようにした。

サブシリーズの編成は，シリーズ（課のレベル程度の類似業務活動のまとめり）を個別の業務活動に仕分けする作業であり，文書分類表を基本に，簿冊に記された文書分類記号やタイトルを勘案して行った。文書分類表の文書分類記号と文書の題名等をそのまま利用する選択も考慮したが，文書分類表は何度も改訂されているため，全期間を通じてあてはまるようにするための調整が必要であった。また，文書分類表は，作成される文書を全てカバーするようにつくられているが，今回の整理対象である長期保存文書が関係するのは，そのごく一部であることから，文書分類表をできるだけ援用しながら，保存されている文書に限定した分類法をとることとした。

こうして設定した58のシリーズと386のサブシリーズは，表2のとおりである。

表2 シリーズ/サブシリーズ一覧表

1010 総務（119冊）	6. 私立学校	2. 県会議案
1. 一般	7. 私立学校振興会	3. 法規例規
2. 法規例規	8. 争訟	4. 監査・検査
3. 法制審議会	9. 県立大学	5. 税財政
4. 事務引継	10. 公有財産	6. 県起債
5. 争訟	11. 宗教法人規則認証	7. 交付税
6. 公益法人	12. 教育委員会との連絡	8. 地方公営企業
7. 行政書士	1020 外事（18冊）	1045 管財（301冊）
8. 文書管理	1. 連合国関係	1. 公有財産取得
9. 県報の発行配布	2. 海外移住	2. 公有財産工事
10. 戸籍	3. 涉外労務	3. 公有財産管理
11. 人事	1030 秘書（75冊）	4. 公有財産処分
12. 公有財産	1. 褒賞	5. 公有財産交換
1015 学事（289冊）	2. 叙位叙勲	1050 消防・防災（16冊）
1. 学校法人認可	1035 人事（1冊）	1. 法規例規
2. 財団法人認可	1. 共済組合	2. 叙位叙勲
3. 私立幼稚園認可	1040 財政（268冊）	3. 防災
4. 私立小中高校認可	1. 県議会	
5. 私立専修学校・各種学校認可		



- |  |  |   |
|--|--|---|
| <p>1058 保安 ( 263冊 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高压ガス責任者</li> <li>2. 高压ガス製造許可</li> <li>3. 高压ガス貯蔵所設置許可</li> <li>4. 高压ガス移動式製造設備受入届</li> <li>5. 高压ガス容器検査</li> <li>6. 高压ガス機器製造事業届</li> <li>7. 高压ガス消費届</li> <li>8. 高压ガス危害予防規程認可</li> <li>9. 高压ガス保安教育計画届</li> <li>10. 高压ガス販売営業許可</li> <li>11. 高压ガス製造施設( 冷凍施設 ) 許認可</li> <li>12. LPG製造施設の許認可</li> <li>13. 液化石油ガス指定製造事業</li> <li>14. 高压ガス事故</li> </ol> <p>1065 福利 ( 78冊 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般</li> <li>2. 公務災害認定</li> </ol> <p>2010 企画 ( 71冊 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般</li> <li>2. 総合企画調整</li> <li>3. 広島県総合開発審議会</li> <li>4. 長期計画</li> <li>5. 主要事業の要望</li> </ol> <p>2020 交通対策 ( 26冊 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広島空港</li> <li>2. 鉄道</li> <li>3. 争訟</li> </ol> <p>2025 土地対策 ( 6冊 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国土利用計画</li> <li>2. 土地利用調整</li> </ol> <p>2030 地方 ( 367冊 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人事</li> <li>2. 表彰</li> <li>3. 公有財産</li> <li>4. 市町村行政</li> <li>5. 法規例規</li> <li>6. 市町村区域名称</li> <li>7. 市町村合併</li> <li>8. 新土地の確認・町( 字 ) の変更</li> <li>9. 一部事務組合</li> <li>10. 財産区</li> <li>11. 公益法人</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>12. 土地開発公社</li> <li>13. 共済組合</li> <li>14. 外国人登録</li> <li>15. 郡制廃止</li> </ol> <p>2050 統計 ( 52冊 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調査員</li> <li>2. 漁業センサス</li> <li>3. 工業統計調査</li> <li>4. 小売物価統計調査</li> </ol> <p>3010 社会福祉 ( 129冊 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般</li> <li>2. 礼式</li> <li>3. 行政組織</li> <li>4. 人事</li> <li>5. 公有財産</li> <li>6. 災害救助</li> <li>7. 社会福祉法人</li> <li>8. 社会福祉資金</li> <li>9. 生活保護</li> <li>10. 社会福祉施設</li> <li>11. 生活協同組合</li> </ol> <p>3020 老人福祉 ( 3冊 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 老人福祉施設整備</li> </ol> <p>3030 児童福祉 ( 178冊 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法規例規</li> <li>2. 人事</li> <li>3. 公有財産</li> <li>4. 児童福祉施設</li> <li>5. 児童保護</li> <li>6. 保母養成施設</li> <li>7. 保育所認可</li> <li>8. 母子福祉資金</li> </ol> <p>3040 障害者福祉 ( 11冊 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般</li> <li>2. 更生援護施設整備</li> </ol> <p>3060 青少年対策 ( 2冊 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 礼式</li> </ol> <p>3070 援護 ( 360冊 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遺骨伝達</li> <li>2. 靖国神社合祀</li> <li>3. 軍人軍属等恩給</li> <li>4. 軍人留守宅給与原簿</li> <li>5. 留守家族手当支給</li> <li>6. 戦時死亡宣告未帰還者遺族への弔慰料支給</li> </ol> | <p>3080 保険 ( 13冊 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般</li> <li>2. 診療施設台帳</li> </ol> <p>4010 医務 ( 243冊 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般</li> <li>2. 法規例規</li> <li>3. 礼式</li> <li>4. 公益法人</li> <li>5. 人事</li> <li>6. 公有財産</li> <li>7. 保健所</li> <li>8. 医療法人</li> <li>9. 医療施設</li> <li>10. 医師・歯科医師</li> <li>11. 歯科衛生士・歯科技工士・衛生検査技師</li> <li>12. あん摩師・はり師・きゅう師等</li> <li>13. 保健婦・助産婦・看護婦</li> </ol> <p>4030 環境衛生 ( 99冊 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般</li> <li>2. 人事</li> <li>3. 環境衛生同業組合</li> <li>4. 理容師・美容師</li> <li>5. へい獣処理施設</li> <li>6. と畜場設置許可</li> <li>7. 清掃</li> <li>8. し尿浄化槽</li> <li>9. 清掃施設</li> <li>10. 墓地理火葬</li> <li>11. 栄養士養成施設</li> <li>12. 調理師免許台帳</li> <li>13. 調理師養成施設</li> <li>14. 狂犬病</li> </ol> <p>4031 水道 ( 144冊 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上水道認可</li> <li>2. 水道事業届出</li> <li>3. 専用水道</li> </ol> <p>4035 公衆衛生 ( 75冊 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人事</li> <li>2. 公有財産</li> <li>3. 難病対策</li> <li>4. 母子保健</li> <li>5. 伝染病予防</li> <li>6. 食中毒</li> </ol> <p>4045 原爆被爆者対策 ( 125冊 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原爆被爆者健康手帳</li> </ol> |
|--|--|---|

2. 原爆被爆者健康手帳交付申請書	2. 法規例規	6028 農業協同組合 (326冊)
3. 医療認定等	3. 中小企業信用保証	1. 農協一般
4. 原爆被爆者健康診断委託契約	4. 貸金業	2. 農協設立認可
5. 法外援護	5045 中小企業(16冊)	3. 農協定款変更認可
4050 薬務(153冊)	1. 一般	4. 農協合併認可
1. 審議会	2. 中小企業等協同組合	5. 農協共済規程約款
2. 法規例規	5050 企業立地(39冊)	6. 農業倉庫
3. 争訟	1. 立地活動	7. 農業会
4. 人事	2. 工場設置奨励	6035 農業振興(54冊)
5. 医薬品等製造業(企業体分離に伴う申請)	5060 労政(61冊)	1. 一般
6. 医薬品等製造業(申請書関連一件)	1. 法規例規	2. 法規例規
7. 医薬品等製造業(医薬品製造許可)	2. 礼式	3. 公益法人
8. 薬局	3. 公益法人	4. 農業金融
9. 薬局(台帳)	4. 人事	5. 中国農業試験場誘致
10. 毒劇物販売業	5. 公有財産	6. 改良普及員
4060 公害(27冊)	6. 労働情勢	7. 農村青少年の育成
1. 法規例規	7. 労働会館	8. 園芸作物の改良
2. 人事	8. 労働金庫	9. 蚕糸改良
3. 公有財産	5080 職業訓練(78冊)	6040 畜産(39冊)
4. 公害防止資金	1. 一般	1. 一般
5. 総量設定	2. 法規例規	2. 公益法人
6. 公害汚染対策	3. 公共職業訓練	3. 人事
5010 商工(93冊)	4. 事業内職業訓練	4. 公有財産
1. 法規例規	5. 職業訓練指導員	6050 水産(147冊)
2. 礼式	6. 技能検定	1. 人事
3. 公益法人	6010 農政(103冊)	2. 公有財産
4. 組織運営	1. 一般	3. 漁業権
5. 地代家賃統制	2. 法規例規	4. 漁業権登録原簿
6. 人事	3. 人事	5. 漁業調整
7. 公有財産	4. 公務災害認定	6. 漁業取締
8. 統制団体除去	5. 公有財産	7. 出漁振興
9. 物産斡旋	6. 農業委員会等	8. 漁業協同組合
5020 工業技術(22冊)	7. 新農山漁村建設総合対策	9. 水産業団体
1. 一般	6024 農業共済(66冊)	10. 漁業振興
2. 発明改良	1. 農業共済組合設立認可	11. 水産資金
3. 鉱業	2. 農業共済組合合併認可	6060 農地(440冊)
4. 電気工事士	3. 農業共済事業移譲	1. 人事
5030 観光(11冊)	4. 農業共済組合認可・承認	2. 公益法人
1. 宮島水族館	5. 農業共済法規例規	3. 公有財産
2. 旅行業	6. 農作物共済	4. 地籍調査
5040 金融(59冊)	6025 流通改善(20冊)	5. 地籍調査(航空写真)
1. 一般	1. 公益法人	6. 地籍調査(測量簿)
	2. 食糧配給	7. 地籍調査(認証)
	3. 主要食糧賃加工業	8. 同和対策
	4. 卸売市場	9. 農地調整
		10. 農地等の処分制限
		11. 農地等買収売渡

12. 耕地整理組合	10. 廃川道敷地処分	2. 人事
13. 交換分合	11. 所属未定地の編入・字の変更	3. 公有財産
14. 土地改良区	12. 建設	4. 都市計画決定
15. 土地改良財産管理	13. 土地収用	5. 土地区画整理
16. 土地改良事業		6. 土地区画整理 (広島西部復興)
17. 土地改良事業協議・申請	7017 用地 (179冊)	7. 土地区画整理 (大芝地区)
18. 土地改良事業争訟	1. 公有財産	8. 土地区画整理 (呉戦災復興)
19. 農地防災	2. 国有財産取得	9. 土地区画整理 (福山戦災復興)
20. 国連軍補償工事事業	3. 国有財産管理	10. 争訟
21. 開墾・開拓・干拓	4. 国有財産処分	11. 街路
22. 災害復旧		12. 都市公園
23. 農地海岸	7020 道路 (493冊)	13. 下水道
24. 水利使用	1. 道路	
6070 林業 (483冊)	2. 道路の区域決定・変更・供用開始	7070 建築 (62冊)
1. 法規例規		1. 人事
2. 公益法人	7030 河川 (254冊)	2. 建築基準
3. 同和对策	1. 河川総合開発	3. 道路指定
4. 人事	2. 河川指定	4. 建築許可
5. 公務災害認定	3. 河川管理	5. 建築確認
6. 入会林野整備	4. 水利使用	6. 特殊し尿浄化槽
7. 森林組合	5. 慣行水利権台帳	7. 防災街区
8. 造林	6. 水資源	8. 建築士
9. 治山台帳	7. 河川災害	9. 宅地造成等規制
10. 林道	8. 海岸管理	
11. 県営林	7040 港湾 (117冊)	7080 住宅 (407冊)
12. 造林公社	1. 公有財産	1. 総記
13. 貯木場	2. 港湾管理	2. 人事
14. 保安林指定	3. 港湾計画	3. 県営住宅建設
6090 自然保護 (73冊)	4. 港湾区域等指定	4. 公営住宅
1. 一般	5. 海岸保全区域	5. 年金住宅建設
2. 自然保護基金	6. 港湾事業	6. 住宅地区改良
3. 自然公園	7. 港湾災害対策・検潮記録	7. 住宅資金貸付事業
4. 全国植樹祭	8. 土砂採取許可	8. 宅地造成事業
5. 鳥獣保護区	9. 漁港	9. 住宅供給公社
7010 監理 (378冊)	7048 公有水面 (1146冊)	8000 公営企業 (166冊)
1. 礼式	1. 公有水面埋立 (港湾)	1. 人事
2. 請願・陳情	2. 公有水面埋立 (河川)	2. 経理
3. 法規例規		3. 工業用地造成
4. 争訟	7050 砂防 (58冊)	4. 住宅団地造成
5. 人事	1. 一般	5. 用地補償契約
6. 総合企画	2. 砂防区域の指定	6. 工業用水
7. 財政	3. 砂防設備	7. 水道用水
8. 経理	7060 都市計画 (563冊)	
9. 公有財産	1. 法規例規	

シリーズ名を一覧すると、敗戦後から昭和50年代初めごろまでの県庁の業務がおおむねカバーされていることがわかる。しかし、サブシリーズをみる

と欠落している事項も多く、県の業務活動から生じた文書のうち永久保存すべき文書がこの程度か、という疑問も生じるかもしれないが、主務課で厳重に管理されているため、この一覧に出てこないサブシリーズ（たとえば人事記録）もある。それはともかくとして、「人事」「礼式」「公有財産」などサブシリーズに同一名称のものが多くに気づく。これら本庁のさまざまな部署で遂行される共通業務については、たとえば、「礼式」というシリーズを設け、サブシリーズで部別または課別に区分するほうが適当かもしれない。

つぎに、シリーズ、サブシリーズの記述について説明する。ISAD(G)が提唱するマルチレベル記述では、もっとも広い範囲（フォンド）からより限定された範囲へと階層的に関連付けて提示することを求めている<sup>7)</sup>。今回の目録作成においてもこれを意識し、文書館保管長期保存文書（フォンドの一構成部分）についての記述（現段階では暗黙知）を前提に、シリーズ、サブシリーズについて記述した。シリーズについてはその名称、番号、概要、そのシリーズを構成するサブシリーズ（下位の中区分）の番号・名称、業務所掌機関（サブシリーズごとに記述する場合は省略）、文書冊数を記した。サブシリーズについては、番号、名称、概要、業務所掌機関（シリーズで記述する場合は省略）、文書冊数を記した。

概要の記述は、シリーズの場合、「環境衛生」であれば「環境衛生に関する業務」、「水道」であれば「上水道布設及び事業の認可に関する業務。県営水道は大区分「公営企業」に区分。」などと、おおむねシリーズ名＋「に関する業務」とし、「下位の中区分」の欄でシリーズを構成するサブシリーズ名を列挙することにより、シリーズの概要が把握できるようにした。ただし、たとえば「援護」の場合、「援護に関する業務」としても済むところであるが、ここでの「援護」の意味を特定するため、次のように記述した。

第二次大戦において戦傷病者・戦没者遺族、未帰還者・同遺族等の戦争犠牲者に対し恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法並びに各種給付金支給法等により、国家補償の精神に基づいた公的な援護措置を行う業務。上記の援護事業は講和条約発効後開始されたが、戦中から終戦直後の戦没者遺骨伝達や引揚援護、未帰還者援護など戦後処理業務もこの大区分に含まれる。

サブシリーズの概要記述は、おおむねサブシリーズ名＋「に関する文書」とし、必要に応じて内容列挙、具体的例示、業務の根拠法規、手続き等を示

した。

業務所掌機関の記述は、おおむね昭和22年以降または業務が発生して以降から昭和52年までの期間について記述した。業務所掌機関の特定は、組織の変遷と各時期、各組織の所掌事務の全体を把握した上で行う必要があり、そのためのデータベースの構築も企図したが、今回の作業ではこれを断念し、組織変更を勘案して推定し、推定困難の場合のみ職員録等により事務分掌を確認する方法をとった。

なお、ISAD(G)が求める記述要素のうち、資料年代域(資料蓄積年月日)を記さなかった。シリーズ、サブシリーズに属する簿冊の作成年度はデータベースに記載されており、コンピュータ処理により記述可能である。シリーズ、サブシリーズの概要把握にとって重要な記述要素と考えられるので、今後、資料年代域を追加するかどうか検討したい。

次に、シリーズ「用地」およびその下位のサブシリーズ(中区分)の記述をサンプルとして示す。

## 用地 (7017)

〔概要〕 用地に関する業務。土木関係公共用地の取得、県有土地の管理、建設省所管国有財産の管理等。昭和44年用地課設置以前は、大区分「監理」の中区分「廃川道敷地処分」「公有財産」をも見よ。

〔下位の中区分〕 1 公有財産, 2 国有財産取得, 3 国有財産管理, 4 国有財産処分

〔業務所掌機関〕 昭和22.5.3土木部土木総務課→昭和24.9.5監理課→昭和29.11.1土木建築部監理課→昭和42.4.1開発用地課→昭和44.4.1用地課→昭和51.4.1土木部用地課

〔文書冊数〕 179

### 1 公有財産 →簿冊名目録の該当部分へ

〔概要〕 公有財産(用地)の取得(国有廃道・廃川敷地の譲受等)、処分に関する文書。

〔文書冊数〕 17

### 2 国有財産取得 →簿冊名目録の該当部分へ

〔概要〕 国有財産(用地)の取得に関する文書。道路敷・水路敷等の寄附受納、国有財産の所管換等。

〔文書冊数〕 17

### 3 国有財産管理 →簿冊名目録の該当部分へ

〔概要〕 国有財産(用地)の管理に関する文書。所管換、交換、寄附、譲与、処分(相互帰属)等。

〔文書冊数〕 97

4 国有財産処分 →簿冊名目録の該当部分へ

〔概要〕 国有財産（用地）の処分に関する文書。国有廃道・廃川敷地の処分等。

〔文書冊数〕 48

一見したところ，公有財産と国有財産に区分され，国有財産については，取得 管理 処分と，業務が生起する順序でサブシリーズが展開しており，わかりやすい。文書分類記号の順に並べた結果であり，文書分類表が業務活動を反映させるかたちで作られているからである。しかし，問題がないわけではない。「1 公有財産」は，簿冊に記された文書分類記号に従えば，取得，管理，処分に区分する必要があった。しかし，冊数が17冊しかないので，ひとまとめにして年代順に排列した。逆に，国有財産は3区分にしたが，「3 国有財産管理」には，取得にあたる「寄附」，処分にあたる「譲与」なども含むことになっており，「2 国有財産取得」「4 国有財産処分」との重複が生じている。これは，1冊の中に国有財産の取得，管理，処分を含む簿冊が相当数あり，それらに「国有財産管理」に該当する文書分類記号を与えられていたため（ファイリングの仕方が，時期によりあるいは同時期であっても担当者によってまちまちなことは，よくある），それを尊重した結果である。このような場合は，「国有財産」というサブシリーズを設けて4区分とするか，「1 公有財産」に倣って「国有財産」というサブシリーズにひとまとめにして，全162簿冊を年代順に排列したほうが利用しやすいかもしれない。

2-2 件名目録の作成

次に，それぞれのシリーズ/サブシリーズに属する個々の簿冊について，その中に含まれる一件ごとの文書の内容を摘記し，簿冊の概要をまとめた件名目録を作成した。目録の作成は，「長期保存文書目録記述要領」に基づくこととし，整理担当者にサブシリーズごとの見本を示して，記述方法の統一を図った。記述要領は何度か改訂しているが，ここではその最終版を紹介する。

（以下，引用）

長期保存文書目録記述要領

平成22年10月1日現在

## ファイル保存場所

k:\¥県立文書館¥共有フォルダ¥共通データ¥文書館収蔵資料データベース.mdb

### 概要・件名入力フォーム

文書館収蔵資料データベース 行政文書データ管理 長期保存文書データ管理メニューへ 概要・件名入力画面を開く の各メニューを選択し、概要・件名入力フォーム画面にする。その画面の上部左端の「登録番号で検索」の空欄に登録番号を記入し、検索実行ボタンを押すと、該当簿冊の情報が表示される。簿冊情報を適宜修正しながら、件名目録を作成し、最後に概要を記述する。

### 各項目の記述

(前提) サブシリーズごとに見本を作成し統一を計る。

(文字) 旧字は人名を含め全て新字に直す(廣 広)。略字は正しい字に直す。

(作業順序) 8の件名目録作成が先行し、その結果として4,5,7を記入、修正する。

#### 1 登録番号

① 変更しない。

#### 2 文書分類記号

① 背表紙に従い記載する(旧簿冊の分類記号とみなせるものを含む 例:K/564/)。

② 文書分類記号の前後に番号が付加されている場合があるが、前にある番号は後ろに記載する。 例:(1)K40.22 K40.22(1)

#### 3 整理番号

① 現在は課ごとの年度の一連番号の意味で使用されているが、旧簿冊については簿冊番号を記載する。

#### 4 作成課名

① 作成課が複数にわたる場合は、最新の文書の課名を記載する。

#### 5 作成年度

① 最初に作成された文書の年度と最後に作成された文書の年度を記載する(記入例 S23~S26)。ただし、下の例のような場合、文書が帰属する年度を記入する。

例;昭和60年度の統計調査事務の文書で、昭和60年4月以前の文書(例;昭和60年度統計業務計画について)が含まれている場合、形式的には昭和59・60年度となるが、実質的には昭和60年度の統計調査事務文書であることは明白であるので、昭和60年度(S60)とする。

#### 6 題名/件名

① 原則として、元の表題(「文書の題名」、「題名」と「件名(整理文書名)」)のとおりに記載する。採用する優先順位は、簿冊の背表紙 簿冊の表紙 文書整理ケースの背の順とする。表題が不適切であったり、一般的に過ぎる

場合は、〔 〕を付して補足するか、適当に改める。「題名」と「件名」は「題名/件名」というように/で区分する。

- ② 題名・件名は簿冊背表紙の書きぶりに従う。（古い簿冊は題名・件名の区分がなく、簿冊名となっている）。件名は適宜付加してよい。例：農業協同組合設立認可/沼隈郡 二、「題名」と「件名」が逆になっていると判断できる場合は直す（移譲/農業共済事業 農業共済事業/移譲）。

## 7 概要

- ① 簿冊に含まれている文書の作成事情（文書が何のために作成されたか）、構成、内容、関係者（機関）などを要約的に記載する（サブシリーズごとに見本を作成し統一を計る）。
- ② 上位の説明（シリーズの説明 サブシリーズの説明）を考慮して重複を避けながら、表題+概要で、文書がどのようなものであるか、ある程度判断できるように記述する。（シリーズの説明 サブシリーズの説明 簿冊目録 簿冊+概要の目録 件名目録）。とはいえ、概要の記述が余計なことになっているケースが多い（上位の記述<サブシリーズ・簿冊の題名>があり、下位に件名目録があるので）ので検討を要する。

## 8 件名目録

- ① 件名番号 件名番号は、冊子の場合は綴られている順とする。件名ごとに区分の色紙を挿入する（当面はしない）。  
\* 並べ替えは原秩序の復元を目指すものであるが、現在ある秩序を壊すことになるので、慎重に行う。フラットファイルやゴム輪、包み紙などでなされている文書区分はそのままとする。目録が付されている場合はその順番を尊重する。
- ② 日付1 発信文書の起案は、発信文の発信日付を採用し、収受文書は送付された文書の発信日付を採用する。それ以外は、起案文書は決裁日付を、復命書は復命日付を採用する。複数の文書をまとめて記述する場合は最初の年月日を日付1に、最後の年月日を日付2に記入する。
- ③ 表題 原則としてサブシリーズの説明を前提に見本に従い適当な表題を記す。それ以外は、発信文書の起案は、発信文の表題を採用し、収受文書は送付された文書の表題を採用する。表題がない場合は、適当な表題を記す。指令や県報告示などの場合は文書番号を（ ）に記す。
- ④ 差出・宛先 発信文書の起案は、発信文の宛先を採用し、収受文書は送付された文書の発信者を採用する。宛先が多数の場合、「ほか」として省略したり、集合的に記述してもよい。機関の長の氏名は省略する。
- ⑤（集合記述） 同種類の文書が連続する場合は、共通する件名を記載し、末尾に件数を示し、発信者または宛先を列記する。年月日は最初と最後



を示す。一件ごとに記述することが煩雑で、かつ不要と思われる場合は、「以上のほか、……があるが、個別の記載を省略した。」などと文章で説明する。

## 9 目録印刷

- ① 2部印刷し、校正、点検して間違いがないことを確認の上、1部は整理ケースに入れ、1部は検討資料として担当者が保管する。

(以上、引用)

この中で、項番7に示した概要の記述方法は、文書の脈略 (Context) に留意することや、シリーズ/サブシリーズという上位レベルで記述した情報との重複を避けることなど、ISAD(G)に基づいたものである。例えば、シリーズ「農業協同組合」について、上位レベルから下位レベルまでの記述の関係をみれば次のとおりである。

## 【分類解説】

### 農業協同組合 (6028)

〔概要〕 農業協同組合に対する各種認可、監督に関する業務。その他の農業団体に対する各種認可、監督に関する業務に関わる文書を含む。

〔下位の中区分〕 1 農協一般, 2 農協設立認可, 3 農協定款変更認可, 4 農協合併認可, 5 農協共済規程約款, 6 農業倉庫, 7 農業会

〔業務所掌機関〕 昭和23.3.19農地部農業協同組合課→昭和24.9.5経済部農業経営課→昭和30.4.1農政課→昭和31.5.1農地経済部農政課→昭和38.4.1農業経済課→昭和42.4.1農政部農業経済課→昭和47.4.1農地経済課

〔文書冊数〕 326

(中略)

#### 2 農協設立認可 →[簿冊名目録の該当部分へ](#)

〔概要〕 農業協同組合の設立を認可する文書。昭和23年時の手続きは次のとおり。設立発起人より農業協同組合設立認可申請書(定款・事業計画書・設立準備会決議録・設立総会決議録・理事監事の履歴書を添付)が提出され(町村長が副申, 地方事務所長が進達する), それに対し, 知事名で設立を認可し(指令), 発起人に通知するとともに当該地方事務所長に通知する。

〔文書冊数〕 88

(以下略)

## 【簿冊名目録】

### 2 農協設立認可 [→分類解説へ](#)

102544 農政課 S22～S35 農協設立不認可清算等 K90 [→詳細を見る](#)

102423 農業経営課 S23～S26 農業協同組合連合会設立認可一件 [→詳細を見る](#)

(中略)

102394 農業協同組合課 S23～S23 単位農業協同組合設立認可一件／安芸郡（一） [→詳細を見る](#)

102407 農業協同組合課 S23～S24 農協設立認可／安芸郡 [→詳細を見る](#)

102409 農業協同組合 S23～S24 単位農業協同組合設立認可一件／安芸郡（二） [→詳細を見る](#)

(以下略)

## 【件名目録】

102407	S23～S24	農業協同組合課	<a href="#">→簿冊名目録の該当箇所へ戻る</a>
<b>農協設立認可／安芸郡</b>			
概要：安芸郡内の次の農業協同組合の設立認可書類。昭和東農業協同組合・府中町第一農業協同組合・田原農業協同組合・昭和村第一農業協同組合・早瀬農業協同組合・藤脇農業協同組合・渡子農業協同組合・波多見農業協同組合・宮ノ原農業協同組合・日鋼農業協同組合・音戸農業協同組合・隠渡高須農業協同組合			

- 1 S23.7.26 昭和東農業協同組合設立認可(指令農協第 992 号)
- 2 S23.8.5 府中町第一農業協同組合設立認可(指令農協第 8 号)
- 3 S23.8.14 田原農業協同組合設立認可(指令農協第 51 号)
- 4 S23.8.25 昭和村第一農業協同組合設立認可(指令農協第 60 号)

(以下略)

目録の構成は、上位から「分類解説」(シリーズ/サブシリーズの解説),「簿冊名目録」,「件名目録」の順になっている。ここでは、シリーズの解説で農業協同組合に関する文書(業務)の全体像を示し、サブシリーズの解説で農業協同組合の設立認可に至る手続きを説明しているため、簿冊の概要記述では上記の内容を繰り返さず、設立認可された農業協同組合の名称を列記することにした。

また、件名目録の記述については、農業協同組合設立認可の場合、設立発起人の申請書、町村長の副申を地方事務所長経由で受領し、稟議・決裁の後、設立発起人、地方事務所長に結果を通知する、という一連の文書の収受作成過程を、申請の添付書類と併せ一つずつ記述する方法もあるが、手間でもあり、煩雑でもあるので、年月日、農業協同組合設立認可、文書番号を記

すにとどめた。

他のシリーズについても概ね同様の方法で記述したが、概要の記述について付言すると、例えば法令の改正等によって業務手続きが変わっている場合は、改正前と改正後の手続きをそれぞれ記述することが望ましいが、厳密に記述することが煩雑・困難な場合も多い。そうした場合には、ある時点での手続きを記述した。

なお、当館の収蔵文書は、Microsoft Accessを利用して職員が設計した「文書館収蔵資料データベース」で管理している。今回の長期保存文書整理に際しては、簿冊情報を記述するメイン・テーブルにシリーズ名のほか、サブシリーズ名のフィールドを加え、シリーズ・テーブル(シリーズ名, シリーズ番号, 概要, 業務所掌機関, ほかのフィールド), サブシリーズ・テーブル(サブシリーズ名, サブシリーズ番号, 概要, 業務所掌機関, ほかのフィールド)を新たに作成してメイン・テーブルとのリレーションを図るとともに、件名テーブルを作成した。そして、シリーズ/サブシリーズ名の加除訂正や概要等の記述、各簿冊の概要や件名の記述ができるフォームを新設し、上記の「長期保存文書目録記述要領」に基づいて入力した。

目録は、最終的にはPDFファイルで作成し、「分類解説」、「簿冊名目録」、「件名目録」は、それぞれにリンクを張って相互参照できるようにした。例えば、シリーズ「農業協同組合」の「分類解説」の中で、「2 農協設立認可」の「簿冊名目録の該当部分へ」と書かれた部分をクリックすると該当部分へ遷移し、「農協設立認可」というサブシリーズに含まれる各簿冊の表題等を確認することができる。さらに、それぞれの簿冊の内容を詳しく知りたいときは、右側の「詳細を見る」という部分をクリックすれば、該当簿冊の「件名目録」へ遷移するようになっている。その逆をたどっていくことも可能である。

### 3 成果と課題

今回の長期保存文書の整理では、組織の変遷に関わらず継続する機能に着目し、それぞれの簿冊をシリーズ/サブシリーズに編成した。その上で、シリーズ/サブシリーズ/簿冊名/件名という階層構造をふまえて記述した<sup>8)</sup>。これは、ISAD(G)が提唱するマルチレベル記述の技法を取り入れた

もので、広い範囲から限定された範囲へと記述を階層的に提示することができた。

シリーズ/サブシリーズに編成したことにより、組織の変遷に関わらず継続する機能を一覧できることになった。「保安」、「水道」、「新土地の確認・町（字）の変更」を例としてあげたが、これらの業務を現在所掌している課においても、過去にさかのぼって当該文書が存在していることを知らずにいたところもあったが、今回の整理で容易に検索可能となった。組織再編に対応できる強みは、今後順次移管されてくる長期保存文書についても生かすことができ、概ねこの分類に従って整理すればよい。ただし、今回設定したシリーズ/サブシリーズは、現在文書館で保管している約9,500冊の文書を対象にして編成したもので、これから移管される文書の中には現行の分類に当てはまらないものがあることも想定される。その場合は、新規のシリーズ/サブシリーズを追加することもあるだろうし、現行の分類を見直す必要が生じる可能性もある。

また、今回のシリーズ編成の方法論を、将来的には選別収集文書の整理にも導入する必要があると考えている。選別収集文書の現行の簿冊目録<sup>9)</sup>では、簿冊を課ごとに排列しているが、課の数は新旧併せて500近くに及ぶ。課の排列順は概ね建制順、時代順になっているが、数が多い上に新旧の課が入り混じり、目的の文書を検索するのが相当難しくなっている。シリーズ編成の方法を導入すれば、検索しやすい上に文書作成の脈絡が分かる目録を作ることができるが、選別収集文書は数量が多い上に内容が多岐にわたるので、相当の労力が必要になる。

労力の問題だけではない。今回の整理対象は、昭和53年以前作成の長期保存文書という県庁で作成される文書のうち限定されたものであったため、386のサブシリーズに区分することで足りたのであるが、選別収集文書の作成のコンテキスト、文書類型は多岐に渡る。それらを全てカバーするためのサブシリーズは、結局、当時及び現行の文書分類表に限りなく近いものとなることが予想される<sup>10)</sup>。逆にいえば、今回作成の目録は、昭和53年度以前作成の長期保存文書という閉じられたアーカイブズの目録としては、簡便なものであるが、それを拡張していく場合には解決すべき問題があることを認識しなければならない。

## おわりに

今回の事業では、当館で保管している長期保存文書約9,500冊分の件名目録を作成することができた。これによって、文書検索の利便性が格段に高まり、業務の効率化にも役立っているところである。なかでも、公有水面埋立、都市計画決定、道路の区域決定・変更・供用開始に係る文書など、同一年度に類似した表題の簿冊が多数あり、主務課の閲覧頻度が高い文書については、顕著な効果があった。

現在、当館で保管している長期保存文書の移管手続きを進めているところであるが、主務課が継続して利用する文書を除いて、来年度から一般公開する予定である。また、県庁で保管されている長期保存文書についても、完結後30年が経過したものから、順次移管手続きを進めたいと思っている。

当館にとっては、長年の懸案がようやく解決されることになったが、来年度から継続的に大量の文書が移管されることになり、その整理のための予算や人員体制の確保が今後の大きな課題である。

## 注

- 1) 広島県法規集 (内容現在:平成24年11月20日).  
[http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w\\_reiki/reiki.html](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/reiki.html),  
(参照:2013.02.03).
- 2) 広島県監査委員事務局処務規程ほか. 広島県法規集 (内容現在:平成24年11月20日).  
[http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w\\_reiki/reiki.html](http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/reiki.html),  
(参照:2013.02.03).
- 3) 広島県の行政文書は、昭和30年代以前は簿冊に編綴され、それ以後は「文書整理ケース」と称する文書箱 (B5 ,B4 ,A4 ,ダンボール) に収納されている。本稿ではそれらを総称して「簿冊」とした。
- 4) 知事部局 (ファンド)/ 局 (部) (サブファンド)/ 課 (サブサブファンド) という関係になる。
- 5) ICA (国際文書館会議) の「アーカイブズ記述の国際標準」(ISAD(G)) 第2版では、シリーズを「ファイリングシステムに従って排列されている文

書，あるいは同一の蓄積過程あるいは同一のファイリング過程，または同一の活動から生じたため，あるいは特定の形態を持っているため，あるいはその文書が作成される際，收受される際，または使用される際に生じた他の何らかの関係のために一つの単位として維持されている文書」（富永一也氏訳）と定義している。

【参考文献】富永一也．公文書評価選別と整理のための作業仮説：シリーズ最強論へのステップ．京都大学大学文書館研究紀要．第6号，2008，p37-53．

【原文】ISAD(G) General International Standard Archival Description Second Edition, 1999.

[http://www.icacds.org.uk/eng/ISAD\(G\).pdf](http://www.icacds.org.uk/eng/ISAD(G).pdf) ,(参照:2013.02.03)

なお，初版については次の文献を参照。

アーカイブズ・インフォメーション研究会（編訳）．記録史料記述の国際標準．北海道大学図書刊行会，2001.

- 6) 事業費の8割以上が人件費で，その他は文書整理ケース等の需用費である。
- 7) 前掲注5参照。
- 8) 広島県では簿冊単位で文書が管理されており，この度のシリーズ編成もその制約を受けている。例えば，1冊の簿冊の中に複数の活動に係る文書が入っていた場合，1冊の簿冊を複数のサブシリーズに所属させることはできないので，どれか一つに決めることになる。このような場合は，サブシリーズの名称も，複数の活動の内容を総称的に表現したものになる。  
業務活動をふまえた厳密な分類にしようと思えば，簿冊の中に含まれる個々の文書，すなわち件名単位でシリーズ編成を行うことも考えられる。ただし，その場合は，シリーズ編成の単位と物理的な管理の単位が異なることになるし，今回の整理分だけでも10万件以上に及ぶ膨大な数量の件名についてそれぞれ分類を考えていく必要があるなど，課題が多い。
- 9) 広島県立文書館『県立文書館蔵 広島県行政文書簿冊目録』平成24年9月．この目録を紙に印刷して閲覧室に排架している。
- 10) 現用段階で良質な文書分類がなされれば，アーカイブズとして利用するときもそのまま使用できる度合いが高まる。

（あらかい せいじ 主任研究員）

（あんどう ふくへい 主任）

## 広島藩家老東城浅野家給知とその文書

西村 晃

【要旨】 広島藩の家老東城浅野家給知では、藩の郡役所 割庄屋と、家老家の村方役所 頭庄屋という二重の支配下にあった。近年当館へ寄贈された奴可郡田殿村横路家文書に含まれる東城浅野家給知関係の文書を通じて、その支配構造やその変遷について考察する。

### はじめに

広島県立文書館では、平成15年度から広島藩家老東城浅野家の家臣、村上彦右衛門の日記である「村上家乗」続編（原本は広島大学文学部日本史研究所蔵）を「広島県立文書館資料集」として隔年で刊行し、平成23年度までに文久2年(1862)から明治4年(1871)までの10年間、5冊を刊行した。筆者はこの「村上家乗」の紹介を兼ねて東城浅野家臣団について検討したことがある<sup>1)</sup>。

村上彦右衛門邦裕は、文久元年に同家の用人から家司役（家老）に就任し、明治2年の版籍奉還によって広島藩家老が廃止されるまで、広島城三の丸にある東城浅野家屋敷のほど近くに居住し、同家屋敷に出仕している。家司役は、家政や給知支配の最高責任者であるが、文久元年の藩主の領内廻在や、慶応2年(1866)の第2次長州征伐で給知の佐伯郡石内村まで出陣した以外は同家の給知を巡見する機会は少なく、ときおり給知に関する家中からの報告などを日記に記すだけで、同書から直接、東城浅野家の給知支配に関して知ることは困難である。

広島藩の家老給知に関する研究には、隼田嘉彦「家老知行地の支配構造 知行制の構造と展開(Ⅲ)」<sup>2)</sup>が特に上田家給知を中心に、青野春水「広島藩

1) 拙稿「『村上家乗』と広島藩家老東城浅野家臣団 「資料集第3集の紹介を兼ねて」」  
（『広島県立文書館紀要』第8号、平成17年3月）。

2) 『福井大学教育学部紀要Ⅲ社会科学』23号（1973年12月）。

家老三原浅野氏の給地支配について<sup>3)</sup>が三原浅野家給知を中心に分析している。このほか家老給知に関して、三原浅野家については『三原市史』<sup>4)</sup>、上田家については『大竹市史』<sup>5)</sup>、東城浅野家については『東城町史』自然環境・原始・古代中世・近世通史編<sup>6)</sup>などに記述されているが、これらは自治体史という制限があり、不十分な面がある。

2011年8月に東城浅野家給知村の1つである備後国奴可郡田殿村の横路家文書（文書群番号201107）が広島県立文書館へ寄贈された。本稿では、この横路家文書や、『東城町史』古代中世・近世資料編<sup>7)</sup>に掲載されている資料などを利用して、その支配機構について明らかにする端緒としたいと考えるが、資料的な制約のため、課題が多く残されることを最初に断っておきたい。

## 1 東城浅野家とその給知

東城浅野家の元祖浅野孫左衛門高勝の本姓は堀田氏で、浅野幸長が幼年の頃より仕えて功があり、浅野の姓を名乗ることを許された。幸長が紀伊国で376,560石を得て和歌山城に入ると、高勝には粉河城30,000石が用意されたが断り、8,000石の知行を得た。晩年は病氣と称して京都に居住し、そのまま死去している。幸長の死後、藩主となった弟長晟はその遺志を継いで高勝の遺児高英を探し、召し抱えた。長晟が元和5年(1619)に広島へ入封した当初、高英の知行は6,000石余であったが、寛永5年(1628)に2,000石を加増され、寛永18年4月には、さらに2,000石の与力知を付けられて10,000石となり、藩東北部を固めるため、家老として備後国奴可郡東城に配された<sup>8)</sup>。浅野氏の入封直後に家老として7,000石（後に加増されて10,300石）で東城へ配されたのは亀田高綱であった。しかし高綱は寛永元年に広島を退去してしまい、領内東北部の守備は疎かになっていたのである。三原浅野家（30,000石）

3) 『瀬戸内海地域史研究』第1輯（昭和62年11月，文献出版）。

4) 『三原市史』第2巻 通史編二（平成18年3月）。

5) 『大竹市史』本編 第一巻（昭和36年3月）。

6) 『東城町史』自然環境・原始・古代中世・近世通史編（平成11年1月，東城町）。以下『東城町史』通史編と表記する。

7) 『東城町史』古代中世・近世資料編（平成6年9月，東城町）。以下『東城町史』資料編と表記する。

8) 『東城町史』通史編。



と上田家(16,000石)を加えた広島藩の三家老家は、この寛永18年以降、明治2年の版籍奉還で家老が廃止されるまでかわることはなかった。

三原浅野家や上田家は広島入封当初からの家老で、元和6年には三原浅野家は30,000石余、6郡(安北・御調・甲奴・三上・恵蘇・三吉)で55か村、上田家は10,000石余、2郡(佐西・三上)で23か村の給知を与えられた。しかし、寛永9年に三次藩が成立し、本藩より50,000石が分知されたことにより、家老両家が三吉郡・三上郡などで持っていた給知が替知された。これにより、三原浅野家は30,000石余、7郡(安北・豊田・御調・甲奴・三谿・奴可・恵蘇)で51か村、上田家は寛永11年に7,000石が加増されて17,000石余となり、9郡(安南・安北・佐西・高田・豊田・世羅・三谿・奴可・三上)37か村となった。一見すると給知は領内に分散されたようであるが、三原浅野家が、御調郡に23か村(全石高の33%)、上田家が佐西郡に21か村(49%)と拠点となる郡に給知が集中することになった。

一方、東城浅野家の場合、家老就任がほかの両家よりも遅かったこともあり、その給知分布は両家とは異なる。寛永11年、8,000石、6郡(安南・安北・佐西・豊田・世羅・奴可)17か村であった同家の給知は、寛永18年に与力知2,000石が加増されて10,000石、家老となって以降は、9郡(安南・安北・佐西・高田・山県・賀茂・豊田・世羅・奴可)、32か村となり、拠点となるべき奴可郡の給知は2か村、710石余(全給知の9%)から7か村、2,521石余(約25%)と約3倍とに増加するものの、依然として奴可郡よりもむしろ佐伯郡(6か村、32%)や世羅郡(5か村、28%)の石高が高かった。また、他の両家給知は一村丸抱えが一般的であったのに対して、東城浅野家の場合は、全給知32か村中、丸抱えは14か村に過ぎず、残りの18か村は一般家臣との相給知(または明知)となっており、家老就任以前の一般家臣であった給知形態が完全には解消されていない。これでは家老としての軍事力の構成や給知支配にも支障をきたしていたと思われる。

東城を拠点とする亀田高綱の給知は不明であるが、東部国境の三原浅野氏や西部国境の上田氏同様に、東北部の伯耆国や備中国との国境防衛の拠点であったため奴可郡に給知が集中していたことは十分に考えられる。一方、浅野高英は、当初は家老ではなく一般家臣として給知を得ていたため、領内各地に給知は分散していた。亀田の退転した寛永元年以降、高英が東城に家老として配されるまで18年が経過し、その間三次支藩50,000石が成立し

表1 奴可郡における給知などの割合

区分	町村名	石高(石)	石高計(石)	%
蔵入	西城町	118.114	3,934.640	20.0
	入江村	836.821		
	栗村	821.275		
	平子村	714.801		
	大佐村	730.876		
	小鳥原村	306.038		
	油木村	227.067		
	加谷村	179.648		
小給知	森脇村	124.500	7,591.952	38.6
	高尾村	114.000		
	久代村	921.690		
	大屋村	906.284		
	小奴可村	818.718		
	未渡村	531.800		
	森村	644.314		
	宇山村	434.010		
	内堀村	434.400		
	中迫村	274.900		
	竹森村	408.345		
	請原村	199.500		
	田黒村	266.367		
	所尾村	178.687		
	小串村	187.202		
	三坂村	200.200		
上千鳥村	178.319			
東城浅野家	戸宇村	768.716	2,544.087	12.9
		112.140		
	東城町	1,100.123		
	川西村			
	川鳥村	519.796		
	保田村	190.509		
	菅村	300.396		
	田殿村	183.647		
下千鳥村	137.476			
三原浅野家	中野村	1,085.941	3,251.278	16.5
	川東村	1,041.696		
	八鳥村	749.341		
	福代村	374.300		
上田家	粟田村	1,389.105	2,351.859	12.0
	塩原村	426.099		
	始終村	271.722		
	山中村	264.933		
計		19,673.816	19,673.816	100.0

各村及び奴可郡「国郡志御用ニ付下しらへ書出帳」による。

て、大幅な知行割り替えが行われ、亀田の旧給知は明知となるか、散り散りに他の家臣に分配されたと考えられる。寛永18年、高英が家老として東城へ入ることになり、高英の給知も防衛拠点を守る上で奴可郡に集中させる必要が生じてきたが、もはや大幅な知行割り替えも難しく、やむなく佐伯・世羅両郡につぎ、7か村を奴可郡に集中させることにより、東北国境の拠点作りを企図した。

奴可郡全41か村、19,673石余の内訳は表1のとおりである。このうち東城浅野家の給知は8か村(戸宇村は明知との入り交じり)、2,544石余(12.9%)しかなく、上田家(4か村、2,351石余、12.0%)よりは多いものの、蔵入地(8か村、3,934石余、20.0%)、小給知・明知(戸宇村を含めて18か村、7,591石余、35.8%)、三原浅野家(4か村、3,251石余、16.5%)よりも下回る状態であった。

## 2 田殿村と横路家文書

東城浅野家の給知，備後国奴可郡田殿村は，飯山の南西麓にある石高183石余，安政5年(1858)1月時点で人数98人(男45人，女53人)の小村である<sup>9)</sup>。芝山谷を水源として東南の森村側へ流れる田殿川に沿って集落が散在する。日受けは東北側だけで悪く，用水も冷たく農業には不適であった。古くから鉄穴流し<sup>かな</sup>によって開かれた村と考えられ，農間余業として鉄穴流しへの出夫，鉄山への炭焼き，駄賃馬の運送などによって生計を立てている<sup>10)</sup>。

田殿村では，寛政11年(1799)から文化元年(1804)まで川鳥村定右衛門が庄屋役であった以外は河村(川村)家(家号は茶屋)が勤めた<sup>11)</sup>。幕末期は河村家の伊十右衛門が一時期川鳥村庄屋となり，その間川西村(東城町)頭庄屋勘助(羽場家)が同村庄屋を兼任した。伊十右衛門はその後に田殿村庄屋に復帰したが，同家は借財が嵩み，明治初年には勘助の子，羽場丈右衛門が同村庄屋を勤めている<sup>12)</sup>。

横路家(家号は新屋または仁井屋，二井屋)は西城大富山城主であった宮氏の末流と伝えられ，元禄9年(1696)に升田吉左衛門が入江村から田殿村の新屋株を買い受けて来住した。2代伊右衛門は田殿村組頭を勤めるとともに，意欲的に鉄穴経営を推進したらしいが詳しくは不明である。享保から宝暦頃の3代伝吉も同村組頭を勤め，砂鉄の産地である奥山半分の権利を入手して鑪<sup>たたら</sup>経営の基盤を作った。田殿村以外にも千鳥村及び保田村長谷においても鉄穴を開設している。7代幸助は同村組頭を経て嘉永6年(1853)に庄屋格，文久3年(1863)から同村役場引受となっている。その跡を継いだ8代卯之助も組頭，庄屋格組頭を経て，明治4年(1871)にはじめて庄屋となった。廃藩置県後は少長，組合総代，戸長附属を勤めている。この間，田殿村は森村と合併，明治22年には市町村制により八幡村が誕生し，卯之助は収入役に選任され

---

9) 「諸書附扣帳」(横路家文書1897)。なお，明治4年の人口は家数21軒，人数121人(男53人，女68人)である(明治4年「諸書附扣」，横路家文書1121)。

10) 文政8年「国郡志御用ニ付下しらへ書出帳 奴可郡田殿村」(『東城町史』資料編，310頁)。

11) 8)と同じ。

12) 河村家は，幕末期に田殿村庄屋であった伊十右衛門の息子積三郎の借財がかさみ，経済的に困窮したようである。現在旧東城町教育委員会文書に収蔵されている河村家文書は，享和4年の「田殿村地概水帳」と「田殿村切畑帳」など5点しか残されていない。

た。明治20年から馬匹育成を目指して付近の村と共同して奥山地区に柴山牧場（昭和10年代まで存続）の開設に奔走，開設後は取締役に就任した。9代康一は同村収入役から，助役を経て大正6年から14年まで八幡村長を務め，八幡米券倉庫の運営，大谷山村有林の経営，田殿高地整理組合などで活躍した<sup>13)</sup>。

横路家文書2,169点には寛永15年の「奴可郡田殿村地詰帳写」などもあるが，近世文書は前中期は証書類や鉄穴関係資料が中心で，村方文書は幸助や卯之助が組頭等を勤めた幕末・維新时期に限られる。その他，明治以降の戸長役場文書，柴山牧場関係資料，経木製造関係資料なども多数残されている。

### 3 東城浅野家の家臣団

三家老はそれぞれ家臣を抱えている。享保年間ごろの家臣数は三原浅野家が730人余，上田家が435人であるのに対して，東城浅野家は277人である。この内訳は知行取（与力12人を含む）が25人，中小姓が38人（医師4人を含む），歩行組45人，足軽組47人，船手9人，小人113人である。役名は家老（家司役）1名，用人（小姓頭兼）2名，用人（東城在番，東城町奉行兼）2名，歩行頭2名，足軽頭2名，勘定奉行（村方支配兼），側用達2名，目付役3名，勘定役2名，膳番役2名，蔵奉行1名，代官役2名，船奉行・割奉行・武具奉行・書翰方・乗方役・作事方各1名の計28名である<sup>14)</sup>。

東城浅野家では，家老就任以前から家臣を抱えていた。その代表例が辻氏である。辻長左衛門重時は近江国辻庄に生まれ，浅野孫左衛門高勝の重臣となり，朝鮮出兵や，関が原の戦では敵の武者和田宗仙斎を討ち取るなどの戦功があり，高勝の主君である浅野幸長から直接1,000石で召し抱えられようとしたが，高勝の重恩を顧みてそれを断り，依然として東城浅野家の家臣にとどまり，二代目の長左衛門重政までは800石の知行を得ていた。広島へ移った三代目宗右衛門重興以降はわずかな切米を得ただけであったが，五代目新五右衛門政栄からは新知100石を得て，重臣として処遇されている<sup>15)</sup>。

13) 「貴翁山人随想録」(横路家文書2169)。これは，横路家最後の当主貴之氏が昭和59年までに記した自家用の「我家のルート探しを兼ねてものした八十翁自筆の随想録」である。

14) 享保年中「浅野俊峯侍帳」(『東城町史』資料編，700頁)。

15) 林保登『芸藩輯要』第4編「藩士家系録」63頁。

辻家のような、広島移封以前から勤仕していた家臣よりも格式が高いのが「与力」と呼ばれる家臣である。与力は、藩主在国の毎年正月15日ごろ、また藩主や世子が初入国する際などには、東城在番の与力6名のうち留守居1名を残して、東城浅野家から往来諸入用の費用を支給されて出府し、打ち揃って登城し、藩主に挨拶を行うなど、ほかの一般家臣とは異なる好待遇を受けている<sup>16)</sup>。寛永18年、東城浅野家は与力知として本藩から7郡15村、計2,000石を加えられて10,000石となり、家老に就任した。その際、従来からの家臣2家と本藩の馬廻りから家臣同様に付けられた10家、合計12家が与力であり、加増分の2,000石は与力知として与えられているのである。東城浅野家から与力への判物は残されておらず、「村上家乗」にも与力知行に関する記述を見つけないので、詳しくは不明であるが、三原浅野家では100石以上の「知行取給人」への「宛行状」が残り、特定の複数村が給知として指定されているものの、名目的で実体はなく、三原浅野家の米蔵から現米を給している<sup>17)</sup>、東城浅野家の場合も同様と思われる。

「村上家乗」続編の作者村上彦右衛門は、文久元年2月に20石を加増されて計150石で家司役となるが、給知を与えられてはならず、2月・6月・11月に米蔵から給米を支給されるだけである。

#### 4 東城浅野家の給知支配機構

原則として1年に1度三原へ帰る三原浅野家とは異なり、東城浅野家の当主は東城の居館へ赴くことは稀であり、給知支配はその家臣によって行われた。

東城町では、山麓の土塁で囲まれた東城浅野家屋敷の東外側に与力家中屋敷が並び、館町と呼ばれる武家屋敷と町人の居住区とは明確に区分されていた。与力家中屋敷には与力12名のうち6名が在番している<sup>18)</sup>。このうち2名は用人兼務の町奉行で、東城町に置かれた町年寄2名と町庄屋1名を統括・指揮した。東城町内は10組に分けられ、組ごとに各1名の十人組頭と五

16) 「郡務拾聚録」天(広島県立文書館寄託・小田家文書1)。

17) 『三原市史』第2巻, 88~91頁。

18) 文化8年の東城在番衆は吉田与一右衛門・宮崎本蔵・水上源五右衛門・柴内佐和次・片岡十郎・牧野周作(小田家文書「郡務拾聚録」天)。

人組頭が置かれ、町奉行から出される通達類は町年寄を経て十人組頭から各組合に触れられた。

東城浅野家の給知村では、図のような、東城浅野家の知行所奉行（勘定奉行兼帯） 代官・下代（村方役所） 頭庄屋 庄屋・組頭という支配系統があり、村方役所は広島城内三の丸の東城浅野家屋敷内に置かれていた。上田家の場合、村方役所は役人が所属する担当によって東村方役所と西村方役所とに分けられ、各々代官2名と下代2～4名が置かれ、年貢徴集のほか、郡役所が任免する社倉十人組頭取などを除く村役人の任免、給知百姓の裁判、新開築調や救恤、虫送りや雨乞い、百姓の改名や苗字帯刀・羽織・袴着用の免許など、日常的なことまでほとんどの仕事を村方役所の名前で行っていたという<sup>19)</sup>。東城浅野家の村方役所は東西に分かれていたという形跡はなく、その細かな業務内容を知ることはできないが、上田家の村方役所とほぼ同様と想定することは可能である。

頭庄屋は、広島藩農村における割庄屋と同様に、家老の村方役所とその給知各村との間に位置する中間支配的役割を果たした。頭庄屋と呼ばれるのは、3家老のうち東城浅野家と上田家だけで、三原浅野家では特にその呼称はなく、「給知方割庄屋」と呼ばれた<sup>20)</sup>。正徳2年(1712)、5代藩主浅野吉長は「正徳新格」と呼ばれる郡方支配の改革に着手し、諸郡の代官などの役職を廃止して、郡中の最有力の農民から40名の所務役人、有力農民から81名の頭庄屋を置き、士分の格式を与えて、郡方政治機構の中へ組み込み、直接

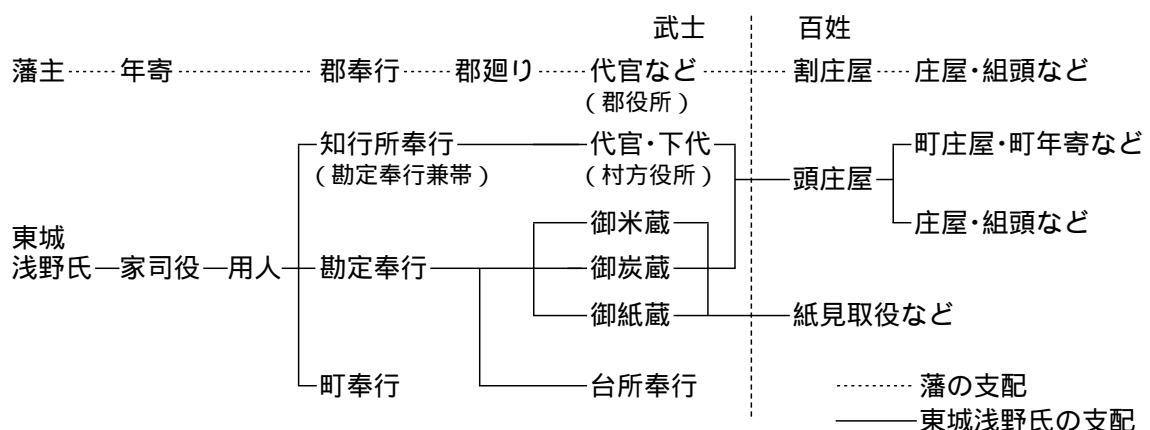


図 東城浅野家給知の支配系統

19) 『三原市史』第2巻，103頁。

20) 『三原市史』第2巻，100頁を参照。

郡政に当たらせようとしたことがあった。この改革は享保一揆によって失敗に帰したが、その頭庄屋の名称が家老給知だけに残ったといわれる。

上田家給知の場合は、西方給知に3名、東方給知に2名の頭庄屋が置かれた。東方給知は散在するため、安芸・高宮・高田・三谿・三上の5郡に1組、豊田・奴可・世羅の3郡が1組とされることが多く、各組に1名の組庄屋が置かれた。東城浅野家の給知には、奴可郡の7か村に1名の頭庄屋、世羅郡小童・宇賀・壺歩・田打・西上原の世羅郡5か村と豊田郡久芳村、計6か村に1名の頭庄屋が置かれたことがわかっている(庄屋を兼帯)。しかし、残りの佐伯郡6か村、安芸郡2か村、賀茂郡3か村、高宮郡3か村、山県郡2か村、高田郡3か村、以上6郡19か村に何名の頭庄屋が置かれていたのか、今のところ明らかでない<sup>21)</sup>。

広島藩の農村では、郡奉行 郡廻り 代官(郡役所) 割庄屋 庄屋・組頭という藩の支配機構であった。郡奉行は農村支配の最高責任者であり、その下に2郡ないし4郡に1名の郡廻りが置かれる。郡廻りは毎年の免の決定を行い、臨機に廻郡して代官以下の所務を監督した。代官は1郡に2名置かれて、直接郡政にあたった。普段は城下の役宅で政務を行い、臨時に受郡へ出張することもあった。その配下に歩行組や足軽身分の勘定組と番組があり、5～6名のうち一部が郡元(奴可郡の郡元は西城町)にある郡役所に常駐して、現地で直接処務した。奴可郡には藩営鉄山が多数置かれているため、藩の勘定奉行 三次鉄奉行(元文元年に西城鉄会所を合併)という支配機構もあった。なお、安政年間の奴可・三上郡役所は、代官2名、番組9名、当分加入6名、定加入9名、御鉄方7名などという布陣であった<sup>22)</sup>。

奴可郡41か村は表2のような4組に編成され、それぞれ4名の割庄屋(庄屋兼帯)が各組を統括し、郡役所から通達される触書などを各村へ廻達し、各村からの書類を郡役所へ上申し、郡全体に関する負担を差配し、村落間で発生する紛争の吟味や調停(内済)などの業務に携わっている<sup>23)</sup>。

---

21) 安芸郡2か村と賀茂郡3か村とで1組とされ、村方役所からの触書類はすべてこの5か村に宛てられ、川角村からの諸願いもすべて同村から直接村方役所へ提出している。このため前掲隼田論文の注では、この5か村を単位とする頭庄屋は認められないとしている。その理由として、隼田氏は安芸郡川角村以外は他の給人との入合給知であったこと、賀茂郡の2か村以外は遠く隔たっていることを挙げている。

22) 「郡務拾聚録」人(広島県立文書館寄託・得能家文書1)。

23) 割庄屋の役目とその取り扱う文書については、長沢洋「江戸後期における広島藩割庄屋

表2 奴可郡割庄屋の管轄村

割庄屋名	管轄村
(田辺) 雄右衛門	大佐村, 平子村, 始終村, 未渡村, 宇山村, 久代村, 戸宇村, 川西村, 東城町, 川東村, 福代村
(三上) 健助	西城町, 栗村, 入江村, 大屋村, 中迫村, 油木村, 小鳥原村, 三坂村, 中野村, 八鳥村
直之助	小奴可村, 高尾村, 加谷村, 田黒村, 森村, 菅村, 保田村, 山 中村, 川鳥村, 田殿村
栄三郎	粟田村, 森脇村, 小串村, 下千鳥村, 上千鳥村, 内堀村, 所 尾村, 塩原村, 竹森村, 受原村

注：天保・弘化年間の名越家文書「郡役可相用書記」(『東城町史』資料編，739頁)による。なお東城浅野家給知村を太字で示した。

頭庄屋など，家老給知の村役人は東城浅野家に対して献金などを行うことにより，蔵入・明知などの村役人のように，永代格の名誉職的な役格が与えられることがあったが，それはあくまでも給知内だけに限り，郡内では使用しないよう郡役所から戒められている<sup>24)</sup>。このような一件からしても，給知役人は蔵入・明知の役人から一段低く見られていたものと思われる。

## 5 田殿村の上申・下達文書

東城浅野家給知である奴可郡田殿村は，一方で東城浅野家の頭庄屋の支配下にあるとともに，もう一方では広島藩の割庄屋の支配下にもあり，組み合わせが異なる二重の支配を受けた。これは上田家給知でも同様である。これを裏付けるように，田殿村庄屋は，正月5日には東城町の東城浅野家家中へ年頭挨拶に出かけ，7日には西城町の割庄屋へ挨拶に出かけるのが恒例となっていた<sup>25)</sup>。

この二重の支配について，田殿村から提出した願書や回答，届書などの上申文書の提出先から検討したい。表3は組頭幸助が田殿村から提出する文書

---

の差出文書について 天保14年「割庄屋手元諸書類差出方月令録」の紹介」(『広島県立文書館紀要』第9号，2007年3月)。

24) 天保15年8月「給知役人格式取扱いにつき番組申渡し」(『東城町史』資料編，713頁)。

25) 各村「国郡志御用ニ付下しらへ書出帳」(『東城町史』資料編)の「風俗」の項には精粗あり，記述がなければその風俗がないとはいえない。同郡内の東城浅野家給知村で両者への年頭挨拶の記述があるのは田殿村と保田村だけである。



を書き控えた「諸書附扣」のうち、慶応3年11月から明治元年12月までについて文書宛先別にその標題をまとめたものである<sup>26)</sup>。

表3 田殿村からの文書提出先(慶応3年11月~明治元年12月)

No.	標題	差出 宛先	数
(1)	田殿村御貸下ケ米御浮置之義御歎書附, 田殿村伊十右衛門・積三郎兩人御附留之品御願下申上書附	庄屋・組頭 頭庄屋	2
(2)	田殿村飼葉飼草御尋ニ付申上書附	庄屋・組頭 割庄屋	1
(3)	田殿村諸上納勘定目録, 佐伯郡ニ而津和野様盗難心当之もの無御座申上書附, 田殿村御免書附, 田殿村産物御改書附, 田殿村他国出帰御注進書附, 田殿村唐物抜荷人相御尋之者御改書附, 恵蘇郡湯木村ニ捨子御尋ニ付申上書附, 粟田村百姓方江捨子御尋ニ付申上書附, 田殿村田方植附御注進申上書附, 社倉穀御改ニ付有懸り御注進申上ケ書附(恵蘇郡市村助二郎当村へ引越方御尋ニ付申上書附, 盜賊御約り白状之義ニ付御尋之趣有懸り奉申上候書附)	庄屋・組頭(・割庄屋) 甲奴三上郡役所	12
(4)	五ヶ条〔鰥寡孤独者・医師・孝子義民・80歳以上者・心学者〕御調之義ニ付申上書附	庄屋・組頭 御用懸り西城町等庄屋	1
(5)	田殿村社倉穀御見分御請書附(田殿村社倉穀当取立差引御注進書附)	庄屋・組頭・社倉十人組頭取 長岡隼之助(郡役所)	2
(6)	大炭代御先銀残之義ニ付御歎申上書附	山主 芝山御鑪所(庄屋・組頭奥書)	1
(7)	御銚繰上方駄賃御増銀御願申上書附	庄屋・組頭 芝山御鑪所	1
計			20

この表のうち(1)は、田殿村庄屋・組頭から給主である東城浅野家の支配系統に属する頭庄屋へ宛てられた文書で、計20件の文書のうち2件あるに過ぎない。そのうちの1件は次の通りである。

奴可郡田殿村御貸下ケ米御浮置之義御歎書附

覚  
一米拾五石  
内

奴可郡  
田殿村  
当五月御貸被遣分

26) 横路家文書1123。なお、これには明治4年2月までの記載があるが、同趣旨の文書が繰り返し現れ、版籍奉還により家老給知は廃止されるので省略した。

三石 当度御返納仕候  
不納

右者村方一同難渋仕候ニ付奉歎上，格別之御仁恵ヲ以御貸下ケ被為遣難有奉拝借候，全体当度速ニ可奉御返納筈ニ御座候所，昨年不作仕，就而者当年別而困窮陥リ，殊ニ諸稼不引合，当納丈之統も漸ク相立候仕合ニ而，不残御返納之業難相叶，当御時合柄甚夕奉恐入候次第ニ御座候得共，何卒来ル辰の三月迄御浮置被為遣候様奉歎上候，此段宜敷御取成，御歎取候之程偏ニ奉願上候，以上

丁卯十一月

庄屋  
伊十右衛門  
同格与頭  
卯之助

羽場勘助殿  
頭庄屋  
丈右衛門殿

前年の慶応2年が凶作であったため，給主の東城浅野家は給知村へ対して作食米を貸与した。これは田殿村から提出されたその返納猶予願で，宛先の一人である羽場勘助は頭庄屋丈右衛門の父で，頭庄屋の経験者なので，この歎願書は，頭庄屋を通じて東城浅野家の村方御役所へ上申されたと思われる。もう1件の頭庄屋への上申文書は，庄屋伊十右衛門父子の経済的困窮による差押さへの猶予を願うもので，組頭の卯之助が同じ東城浅野家給知の川鳥村庄屋と菅村組頭との連名で勘助・丈右衛門へ提出したものである。

また，安政7年11月から慶応元年11月まで記載された「諸書附扣帳」<sup>27)</sup>に掲載された64件の上申文書のうち，東城浅野家の支配系統へ提出した文書は1通だけである。これは，文久3年ごろから，広島藩の藩政改革にともなって開始された殖産興業政策の一環として，東城浅野家が設置した「御趣法役所」の担当者である野口金兵衛へ，田殿村から提出した楮・漆苗2,150本の植付け請書である。このように，給知村から頭庄屋を通じて東城浅野家へ上申される文書は，給知への給主からの救恤，給知役人の人事，東城浅野家が主導して行う国産品開発，その他定物成納入<sup>28)</sup>のことなど，その範囲はきわめて限定的であったといえる。これは給知の頭庄屋の権限が割庄屋に比べて限定的であったということである。

27) 横路家文書1897。

28) 物成と口米を合わせたものが定物成。この年貢率(免)についても，表3(3)の「田殿村御免書附」のように，年貢納入後の12月ではあるが郡役所へ報告する必要があった。

一方、表2の(2)~(5)の割庄屋または調査担当者などを通じて郡役所へ上申される文書は20件中16件あり、定物成以外の諸上納、産物改め、他国出帰り者人数などの報告、郡役所からの下問に対する回答、社倉穀に関する文書など、内容的にも多岐に渉る。また(6)(7)は鉄山(御鑪所)に関する文書で、2件しか認められないが、この明治初年は奴可郡の鉄山業が沈滞化しているため、御鑪所へ提出した上申文書の件数も減少していることが想定される。

横路家文書に含まれる上からの下達文書も大きく3つに区分することができる。第一は郡役所 割庄屋を通じて出される藩からの通達、第二は勘定奉行 三次鉄奉行などを通じて出される鉄山関係の通達、第三は、勘定奉行兼村方奉行(村方役所) 頭庄屋を通じて出される給主である東城浅野家の通達である。その件数についてはここでは述べないが、上申文書と同様の傾向にあるといえる。

まず、郡役所の意向により割庄屋から村の庄屋・組頭へ廻達した事例を示すと次の通りである<sup>29)</sup>。

「大急廻達」(包紙表書き)

大急申進候、然者当形勢ニ付品川満多二様御入郡、来ル明後廿八日小奴可村御昼所ニ而被為仰談候御用向有之候間、其村々庄屋・組頭中不残長百姓召連、正五つ時迄ニ無間違出揃、御待受可被成、且此状大急御用候間、上申下刻付を以夜通し御持せ可被成候、以上

子七月廿六日 割庄屋印

申上刻出ス

三坂村 其分夜四つ受送ル

油木村 同廿七日卯刻受送ル

小鳥原村

高尾村 同廿七日巳ノ下刻ニ御直送る

内堀村 同日午ノ下刻ニ送り

所尾村 廿七日未下刻送り

田黒村 同日申下刻受送り

森村

田殿村

右村々御役人中

この「大急廻達」と表書きされた廻達は、包紙・本紙とも茜色に染められ

---

29) 横路家文書264。

た藩の公用紙を使用しており<sup>30)</sup>、割庄屋は公的に使用する文書には藩の公用紙を使用することを許されていたことをうかがわせる。

これは、三坂村から油木村、小鳥原村、高尾村、内堀村、所尾村、田黒村、森村と、隣り合った村へ次々と廻されて、田殿村へ至っている。本来であれば、郡役所から割庄屋を通じて廻達される触書などは、田殿村の場合は、表2にあるように、割庄屋直之助からその組下の村々へ廻達するのが一般的であるが、これは、2日後に迫った品川満多次という郡役所役人（調役）の奴可郡入郡を出迎えるため、急ぎ別の方法の順番で廻されたのであろう。

一方、東城浅野家の村方役所の意向を受けて頭庄屋から給知庄屋へ通達した事例は次の通りである。

「大急廻達 頭庄屋㊦」(包紙表書き)

大急申進候

御屋敷様此度東城町江来十四日御発駕、御入府被為遊御座候御旨被為仰出恐悦之御事ニ奉存候、右ニ付而者大急申談度義有之候間、村々御役人中不残明日中ニ必御出勤可被成候、且一兩日前御代官様御下役様御入込被為遊候間、此旨御承知、呉も御延引被成間敷候

一川鳥村庄屋六郎右衛門殿へ者別段申談御用向有之候間、必御出勤可被成候事右之通夫々御承知、此状至而差向義候間、村々時付ヲ以御受送り可被成候、以上

八月十日戌ノ刻

頭庄屋㊦

菅村

川鳥村

保田村

田殿村

右村々御役人中

これは、頭庄屋から、東城浅野家当主が4日後に広島を出発して、まもなく東城入りすることを知らせる廻達で、東城浅野家給知4か村だけに宛てられたものである。この廻達の包紙は、村方役所から頭庄屋東城町勘助と同見習（田殿村庄屋）丈右衛門へ宛てられた文書の包紙を反故にして再利用したものであるが、藩の公用紙が茜色に染められているのに対して、山吹色に染められた紙を使用している。横路家文書のなかで、東城浅野家の村方役所が発

30) 享保6年(1721)、広島藩が使用する公用紙(半紙・諸口紙及び半切紙2種)は、官業として製造され、淡茜色に着色されることになった(『芸藩志拾遺』巻6、『広島県史』近世資料編I, 375頁)。

給した文書はすべてこの山吹色に染められた紙が使用されていることを確認できる。本紙は一般の半紙を用いているので、割庄屋とは異なり、頭庄屋が発給する文書には山吹色の紙は使えなかったことがうかがえる。なお、東城浅野家の村方役所が発給する文書に使われる山吹色に染められた紙は、同じ家老である上田家の村方役所が発給する文書にも使われている<sup>31)</sup>。三原浅野家の役所を含めて、家老の村方役所が使用する料紙は研究の余地がある。

## 6 頭庄屋の権限縮小について

田殿村などの東城浅野家給知が、東城浅野家の頭庄屋と広島藩の割庄屋の二重の支配を受けていたことをこれまで述べてきた。これは上田家給知でも同様である<sup>32)</sup>。また、給知の頭庄屋の権限は割庄屋に比べて限定的であったことも指摘した。しかし、東城浅野家の場合は当初からではなかった。

『東城町史』資料編に、文化14年(1817)7月の「奴可郡御知行所村々御改法書」という資料が掲載されている。長文のため全文を紹介することはできないが、これは東城浅野家の村方役所が奴可郡7か村の村役人と頭庄屋の保田村吾作に対して示した「給人法」改革の資料である<sup>33)</sup>。

この冒頭で、「川西村出入一件」を吟味したところ、これまでの給知支配の関する定法が徹底していないことが判明し、これまでの定法を見直し、制度を改革するとあり、この事件を契機に東城浅野家給知における頭庄屋機能が縮小されたことをうかがわせる。

この「川西村出入一件」に関しては「村上家乗」にその事件の一端がわかる記述がある。文化12年2月、東城浅野家の代官八木野右衛門が川西村次郎右衛門に広島までの出張を命じ、広島へ最も近い給知である佐伯郡古江村で取調べを行った<sup>34)</sup>。その取調べが進んだ3月19日になって、「村上家乗」後編の作者である村上清九郎(星右衛門)の元へ、東城在番与力の宮崎本蔵か

---

31) たとえば、上田家の村方役所が頭庄屋小田新七に宮内村庄屋後見を命じた「覚」(佐伯郡玖島村八田家文書, 198807-6616-6) など。

32) 頭庄屋の名称ではない三原浅野家の場合、とくに御調郡では、郡役所が任命する蔵入方割庄屋と、三原浅野家が任命する給知方割庄屋がそれぞれ独自の組下村をもち、いわば対等の関係でことに当たっていた(『三原市史』通史編二)。

33) 『東城町史』資料編, 715頁。

34) 「村上家乗」後編巻8, 文化14年2月10日の頭書。

ら「東城川西村上庄屋源内」が逐電したという情報が届いた。当時奴可郡では難渋が続き、東城浅野家から仕向けとして銀10貫目が下されたが、その半分を源内自身に取り込むという不正が露頭した結果であった。この源内家は「福島侯之時より百年来頭庄屋代々相勤、無変之旧恩」を蒙ってきた家柄であり、豪家でもあったが、近年は極貧となり、遂にこのような不正事件を起こすに至ったのだという。村上家もまだ東城勤めの頃より懇意であり、旧恩もあることから、「扨々言語同断之不屈者」とする一方で、口惜しく感じている。出奔した源内は永尋、このほかにも川西村次郎右衛門など2名が連座して郡追放に処せられている<sup>35)</sup>。

文化14年「奴可郡御知行所村々御改法書」では、まず庄屋が入役筋、諸割賦などの帳面を作成した後に、他の村役人や百姓へ十分な説明をしてこなかったことをはじめ、「不筋之取計」が多数あったことを指摘し、57か条にわたってこれまでの慣例の改革を命じている。これをまとめると、(1)年貢や諸上納銀はこれまで一旦庄屋から頭庄屋へ提出し、吟味した上で上納してきたが、今後は村ごとに勘定した上で（頭庄屋を経ずに）直接「東城御茶屋」（東城浅野家屋敷）へ納入する。村役人が年貢勘定の際に広島まで出府する必要はない（ただし、12月10日の期限までに皆済できない村は出府し、勘定を行うこと）。(2)川西村庄屋善右衛門と茂四郎に東城御用米請払い方と、奴可郡の東城浅野家給知村々からの年貢米納入の管理を命じる。給知村からの急ぎではない願い筋は頭庄屋を通じて行う。(3)これまで頭庄屋が毛上げ見分や検見のため給知村へ入村していたが、今後はそれには及ばないので、各村役人で念入りに行うこと。(4)広島・他郡・郡内への各村役人の出勤料、飛脚賃、夫役などの基準が区々であったが、その額を明朗化して統一すること。(5)長百姓が月番を決めて村入用の帳面を引き受け、村請となった米銀取引には毎度（当事者を）立ち合わせ、折り合いの上で帳面に付け、惣算用の際に持ち寄って吟味した上で、割賦すること。(6)その他無用な村入用や給知7か村割は見直して、不要なもの廃止すること、である。

この改革によって、それまで給知村庄屋から東城浅野家へ納入される年貢・諸上納はいったん頭庄屋へ渡された後、その吟味を経て一括して村方役所へ差し出されていたが、頭庄屋を経由しなくなり、また検見などの権限も

35) 「同上」文化14年3月19日の頭書。

廃止されることになり，東城浅野家給知における頭庄屋は，蔵入・明知における割庄屋に比べるとその組下村への指導性を低下させる結果となった。

たとえば，次に示すのは東城浅野家代官から田殿村に対して定物成とその他諸負担納入の期日割を命じた資料である<sup>36)</sup>。

覚	奴可郡田殿村	
高百八拾三石六斗四升七合		
高二付四つ三歩		
一定物成八拾石五斗四升七合		
元九石貳斗		種米利足
一米壹石八斗四升		駄賃米 石壹斗貳升ツヽ
一同九石八斗八升六合		秋壹歩米
一同九斗壹升八合		小物成
一同貳斗八升		石四拾五匁当テ
此銀拾貳匁六分		七厘米
一同壹石貳斗八升五合		庄屋給
一同三石		与頭給
一同壹石五斗		筆取給
一同五斗		墨紙筆代
一同四斗		諸欠米・諸入役
一同四石		
ノ百四石壹斗五升六合		
内割		
三石		八月廿八日
(14 回分略)		(十一月)
貳石四斗五升六合		同 十五日
右文久元酉年収納割符之日限候条，米縄俵等迄念入皆済可仕候，若相背百姓於有之者，庄屋召連，頭庄屋川西村勘助方江可罷出候		
一右納米霜月廿日迄追々銀上皆済可有之候，以上		
八月 桂 辰馬 ㊥		
渡部廉之助 ㊥		
		当分庄屋 勘 助

代官 2 名が，定物成とその他諸上納米，合計104石 1 斗 5 升 6 合を 8 月 28 日から 11 月 15 日まで計 16 回に分け，最終期限の 11 月 20 日までに米または銀で納入することを田殿村当分庄屋勘助に命じたものである。期限までに納入

36) 横路家文書1822。これも山吹色に染められた公用紙が使用されている。

できない百姓が出た場合は、庄屋がその本人を連れて頭庄屋川西村勘助（当分庄屋兼任）まで出頭するよう命じているが、もちろん問題なく各百姓が直接東城浅野家の屋敷まで納入して皆済するならば、頭庄屋がこの年貢納入現場に介入することはなかったのであり、文化14年「奴可郡御知行所村々御改法書」以降の東城浅野家給知における年貢及び諸負担の上納状況をあらわしたものと言える。

## おわりにかえて

本稿では、東城浅野家給知内の支配構造について横路家文書などを用いて明らかにしたかったが、資料不足で十分に展開できなかったことは否めない。それは、横路家が組頭の家で、明治4年になってはじめて庄屋に就任し、村方文書が少ないこともさることながら、もともと家老の給知支配が年貢徴集や給知百姓の裁判などに限られていたにもかかわらず、文化14年に発生した「川西村出入一件」により同家の「給人法」が改革され、給知支配の頭庄屋の権限が制限されたため、庄屋と村方役所だけの文書收受となり、組頭の家などには給知支配の文書が残りにくかったことが原因だと思われる。

文化14年「奴可郡御知行所村々御改法書」が出た直後、奴可郡の東城浅野家給知の頭庄屋吾作は、無学な百姓でも理解できるような平易な文章で、町の華美な風俗に染まらず、百姓としての本分を尽くせば難渋に陥ることにはならないと力説している<sup>37)</sup>。また、毎年正月10日以前に、給知7か村の長百姓と五人組頭などが村方役場へ「初寄」と称して集会を行い、藩の法度と「村格」（東城浅野家給知の改法書）を巨細に読み聞かせ、参加者から請印を取ることにしている。奴可郡内の割庄屋が管轄する組合村はいつも固定されているわけではなかったのに比べて、東城浅野家の給知は固定されていただけに、頭庄屋を中心とするその結束力は強力であったと思われる。明治2年の版籍奉還により広島藩3家老は廃止され、奴可郡の東城浅野家給知も本藩の蔵入地に組み入れられることになった。同年は「巳年がしん」と呼ばれる大凶作で、東城浅野家では村方役所の役人が、村の見分を行うなどその年の年貢を配慮したことがうかがえるが、広島藩の蔵入地となったことで、東城浅

37) 文化14年「奴可郡七ヶ村百姓心得振御示し書附」（『東城町史』資料編，722頁）。



野家給知7か村の庄屋・組頭は結束し、当番割庄屋三上健助に対して改めて見分を行い、年貢納入に対して配慮を行うよう求めている<sup>38)</sup>。

(にしむら あきら 主任研究員)

---

38) 明治2年「当作方不熟ニ付御歎申上書附」(『東城町史』資料編, 1041頁)。

# 明治初期の小田県布告について

## 山野村役場文書から

長 沢 洋

【要旨】 廃藩置県後の福山県（のち深津県）では、布告類の伝達に順達回覧が行われており、特に、深津県では明治5年(1872)の前半に郡ごとの廻達方法が整備される。一方、木活字印刷も重要なものに少しずつ使用され始め、小田県が成立後の明治6年(1873)2月には印刷物の各小区配付が定められる。しかし、実態はなお複雑で、木活字の時期はもとより活版印刷が登場した明治7年(1874)以降も、1通を大区内で回覧させる旧来の手法がまま行われていた。

## はじめに

山野村のある安那郡は、他の備後南部の郡とともに、福山藩 福山県 深津県 小田県 岡山県 広島県と、複雑な管轄変更の過程を経ている。このため、現在に伝えられた膨大な山野村役場文書の中には、広島県に属す以前の県の布告がまとまって残されている。

本稿では、主にこれら明治初期の文書類を手がかりにして、小田県（およびその前身である深津県・福山県）から出された布告類について、文書としての特徴の整理など基礎的考察を行うことにしたい。

## 1 廃藩直後

明治4年(1871)7月14日、旧福山藩領は廃藩置県によって福山県となったが、同年の11月15日には県域を備中一円にまで拡大し、深津県と名称を変えている。

この短い福山県時代に県庁から出された布告の類の形式は、廃藩直前の旧藩時代とあまり差がない。たとえば、福山城博物館付属鏡櫓文書館所蔵の三

谷家文書に残されている明治4年の「御用状控帳<sup>1)</sup>」で見ると、次のごとくである。まず、日付の下に「県庁」とのみ記したものが現れ始めるが、これは、同じく日下に「藩庁」や「藩庁伝達所」とあるものと、発給者名を異にするだけで形式的には同じであるし、案件によって「庶務掛」や「庁掌」を差出者とする文書が作成された点も同様である。

布告類の末端町村への伝達方法も特に変化は見られないようである。福山藩では廃藩直前に領内に大区小区制を敷き、旧来の庄屋に代わって戸長・副役を置いているが、藩からの通達は世話役年番を通して各村の戸長へ「順達回覧」しており、これは廃藩後も変化は見られない。

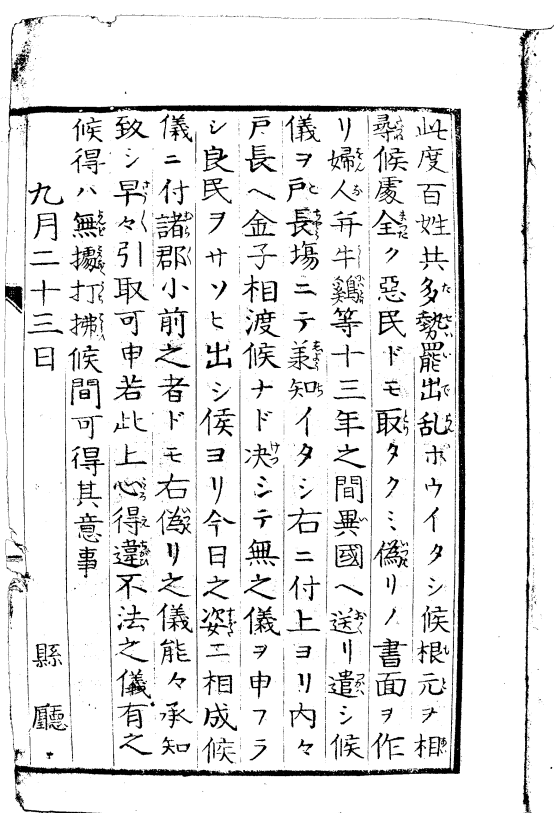


図1 山野村役場文書 142「県民妄動二付九月二十三日布告・九月二十四日布告・旧知事公告示并教諭書・官員入村告示并説諭」(明治4年)

以下、本稿では山野村役場文書については番号のみ示す。

布達類の媒体も、(原本の残存を今のところほとんど確認できないが、むしろそれゆえに)基本的には、手書き文書であったと考えてよいであろう。しかし一方で、藩政期末期から福山藩領域では木製活字による印刷が現れ始め<sup>2)</sup>、ごく一部ではあるが、福山県でも木活字印刷を利用した布告を作成している。その例が明治4年(1871)9月に旧知事上京の際に起こった騒動の後、福山県庁が出した布告である(図1)。

正確に言えば、明治4年9月23日から10月の日付を持つこの木活字印刷布告類が、いつ刷られたのか(記されている日付と同時かどうか)は、明らかではない。しかし、福山県での騒動は数日で鎮静化し、10月にかけて事後処理が進められているので、領内への鎮撫説諭のためこれら

1) 当館所蔵複製資料(請求記号P07/14-2/A246~251)

2) たとえば、明治4年4月の「報国両替社旨意」(窪田家文書, 当館複製資料P01/50/A5)

の刷り物が作成配付されたのも、騒動が鎮静して間もない10月頃とみてよい。

ここで使われた木製活字は、のちに深津県や小田県で県の布達類に使用される活字と同じもので、10行・20字・有界という版面の組み方もそれらと等しい。ただし、福山県にとって、領内への布告に木製活字印刷を使用するのは例外的（異例）なことであったと思われる。発給の契機が大騒動であることからそれは分かるが、木活字印刷物として見た場合にも特異な点がある。

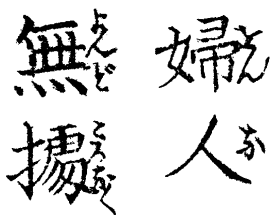


図2 図1の布告に使われた振り仮名付き木製活字

この布告には、所々振り仮名付きのものが使われているが、もちろんこれは、活版のルビ活字とは異なり、親文字と一体のものとして彫られている。たとえば、図2のようにあるのは、無と擧、婦と人がそれぞれひとつずつの活字として彫られている。どちらの組み合わせ（熟語）もいずれ何らかの機会に使用されるかもしれない用語であるが、このような特異な振り仮名を付けて彫字する手法は、活字というものが持つ汎用性を著しく制約することは明らかである。実際、のちに深津県や小田県が同種の木活字を使用して作成した布告類を見ても（若干の例外を除いて）振り仮名付きのものは、ほとんど使用されていない（少なくとも、ここで使用された振り仮名付き活字が再度使用された例を見ない）。福山県は、領内への説諭効果のために、振り仮名付き木活字の多くをほとんど使い捨てにしたに等しく、従って、この時点での木活字使用はきわめて例外的なことであったと考えてよいであろう。

## 2 深津県・小田県時代（明治5年～6年）

深津県は明治4年(1871)11月15日、旧福山県域を含み、管轄範囲を備中まで広げた形で成立した県であるが、翌明治5年(1872)6月7日には県域の変更とともに小田県へと名称を変更している。深津県時代は短く、かつ、県官も権令矢野光儀・権参事森長義ともに深津・小田両県で連続しているため、両県をまとめて見ておきたい。また、小田県の布告類を即物的に見た場合、明治6年(1873)と7年(1874)の間で、木活字から活版印刷への截然とした移行が行われているので、ここでは、明治6年末を検討に当たっての一応の区切りとしておきたい（ただし、それ以後についても必要に応じて触れる）。

深津県の布告の形式は、はじめのうちは福山県と同様で、たとえば、図3のように日付の下に「県庁」とだけ書いている。

その後、明治5年(1872)3月以降は、図4のように発給者名が「深津県」となるが、すぐに、「深津県庁」と表記されるようになり、小田県へ改称されるまでこの形式が続いたと思われる。

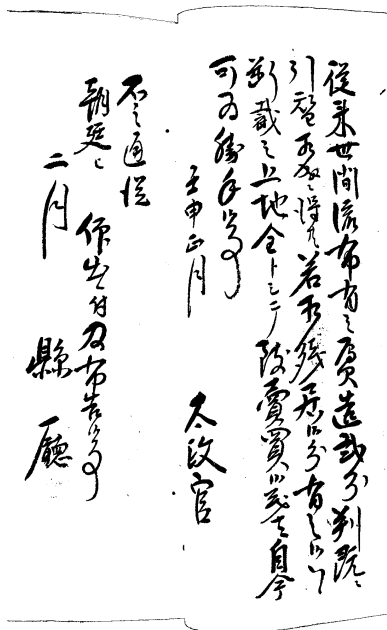


図3 141「[布令](山野村・矢川村)」  
(明治5年)

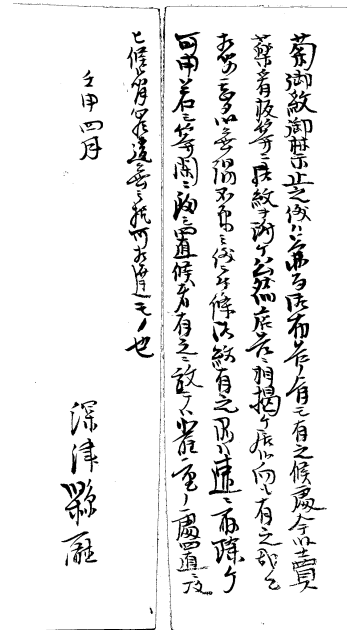


図4 図3に同じ

布告の管内伝達方法について、深津県は明治5年5月に次のような布告を出している。

諸布告并県庁示令等一郡一廻達之旨先般申達置候処今般左之通相定候  
条村々町々無洩漏廻達尤士族戸長中へモ順廻可致候事

壬申五月

深津県庁

(135「小田県管轄角郡大小区画簿」明治5年)

この布告文の後に、県内の郡とその中の村名が列挙され、郡ごとに「一通」または「二通」と記載されている(次頁図5)。県庁からの距離や郡の広狭など地理的条件によって通数が定められたものであろう。

この布告の中で、一郡内で文書を廻達する方法について、「先般申達」と述べているのは、2ヶ月前の明治5年3月15日付けで出された次の指令のことであろう。

西有木村	李村	近田村	龜石村	時安村	縣廳ヨリ八里	山野村	東中條村	百谷村	下加茂村	中野村	拾九軒屋村	西中條村	川北村	上御領村	上竹田村	縣廳ヨリ二里	野々濱村留リ
中平村	下豊松村	花濟村	大矢村	坂瀬川村	神石郡 二通	矢川村留リ	三谷村	蘆原村	東法成寺村	上加茂村	拾三軒屋村	箱田村	川南村	下御領村	下竹田村	安那郡 一通	
笹尾村	東有木村	上豊松村	上野村	井関村			北山村	粟根村	西法成寺村	八軒屋村	道上村	徳田村	湯野村	平野村	八尋村		

図5 135 「小田県管轄角郡大小区画簿」(明治5年)

別紙御布告書為承知相触候事

壬申三月十五日

深津県

安那郡 村々役人中

尚々朝廷御布令并当県布告順廻振迫而一定之規則相立候迄先当分之内一郡一回達之積りニいたし候条区々無遅滞順達可致候，尤貫属之士族卒へも同様廻達可致候，尚又每区承知之調印ヲ以回達留尾無遺失返却可致者也

(以下で太政官・大蔵省布告等を引用，省略)

(141 「〔布令〕(山野村・矢川村)」明治5年)

このような郡内での順達回覧は旧藩時代からの一般的な方法であり，深津県は従前の方法に倣いつつ，複数の旧支配領域が合体してできた深津県内の布告伝達方法について，整備を図ったものと思われる。この方法では，末端の村には写しが書き留められることになるが，山野村役場文書の中には，たとえば，次頁図6のようなものが残されている。

深津県は安那郡に宛てて1通を送り出し，「尚々刻限付ニ而順達留返却可致也」と書き添えている。順達回覧の方法としては，ごく普通の手法であり，明治6年(1872)2月に布告伝達方法が改められるまでの主流であったと思われる。

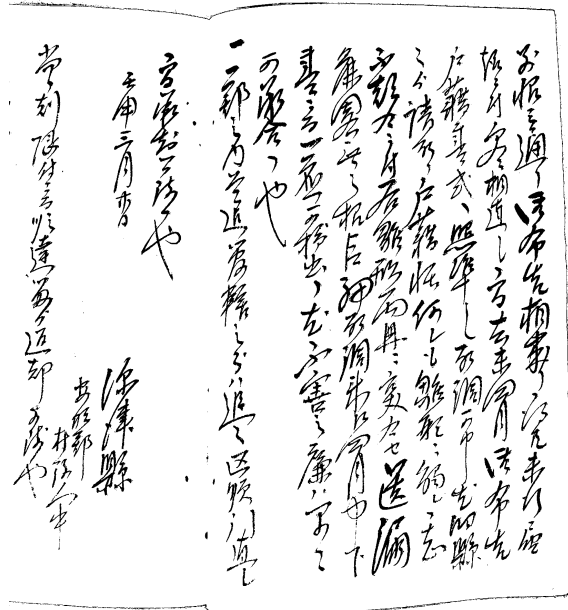


図6 141 「[布令] (山野村・矢川村)」  
(明治5年)

ただ、この規程に関わらず、特に重要とされたものは、木活字印刷されて末端の村々に届けられることもあった。上記の明治5年(1871)5月の木活字布告そのものが、山野村役場文書として伝存していることが、それを示しており、外にも若干の例がある<sup>3)</sup>。

明治5年6月7日に小田県へと改称されると、布告類は深津県時代のあり方を踏襲しつつも、少しずつ変化を見せ始める。

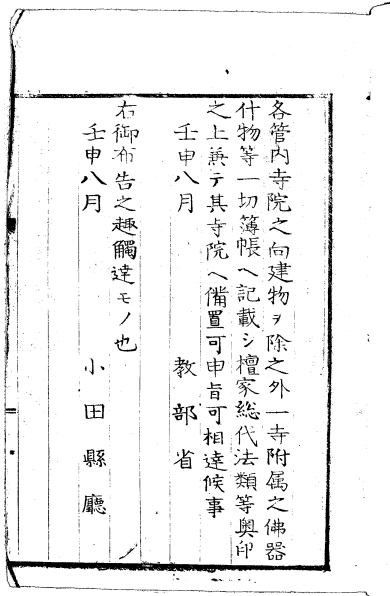


図7 130 「社寺関係御布告 第六大区小十九区」(明治5・6年)

形式的な面で言えば、当初は深津県と同じく、日付の下に「小田県庁」とだけ書かれたものが出されている(図7)が、明治5年9月24日の太政官布告によって布達の差出者を長官名とするように定められてからは、「小田県権令矢野光儀」の単独名義または、それに「小田県権参事森長義」を加えた二者連名、さらに後には「小田県七等出仕益田包義」を加えた三者連名で発給されるようになっている(図8 図9)。

差出者名表記以外での小田県布告の形式上の特徴として、もうひとつ指摘すべきは、矢野権令らの県官名で出されるようになってから後、すべてではないが小田県官の朱印(印文は「小田県令参仕章」)を捺したものが現れることである(図10)。

山野村役場文書中に伝存する布告を見る限り、明治5年末までは、このような押印されたものと無印のものが混在しているようである。小田県は明治6年(1873)に入ると県の布告に号数表記が付けられ始めるが、一号から十七

3) 7191 「諸品売買御布告」(壬申5月)

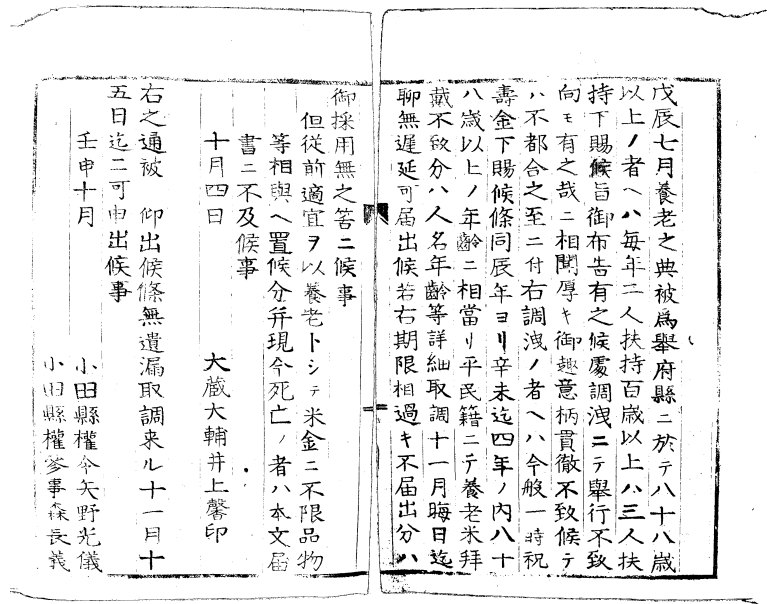


図8 136「戸籍事件御布告 第六大区小十九区」(明治5・6年)

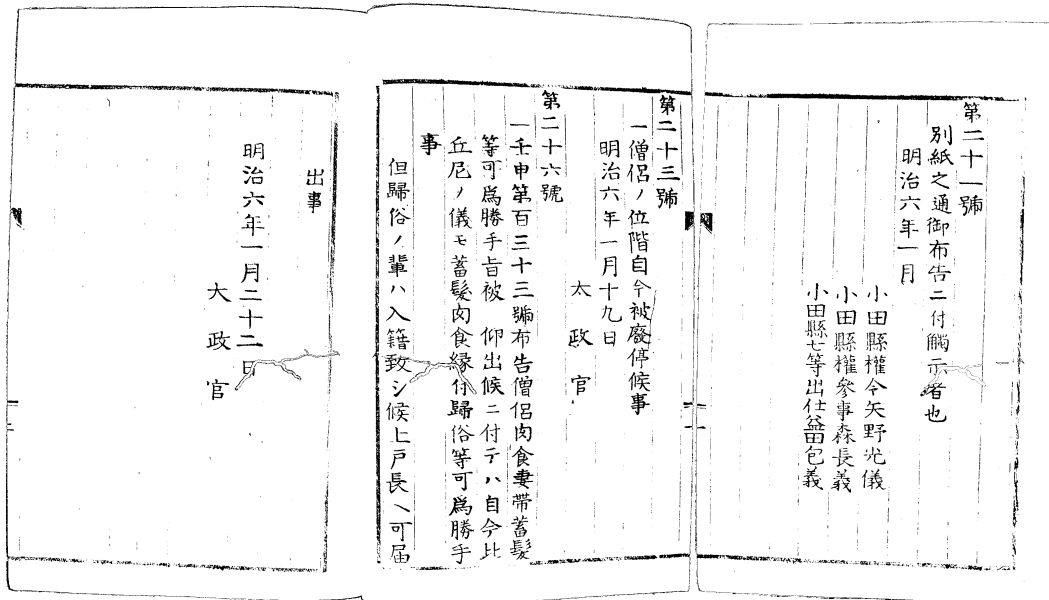


図9 130「社寺関係御布告 第六大区小十九区」(明治5・6年)

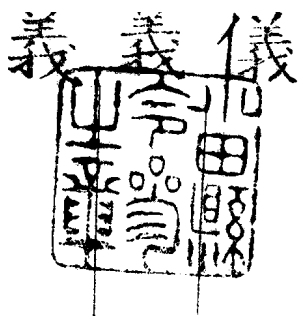


図10 小田県官の印章

号まではすべて押印されたされたものが残されていて、それ以降は押印・無印の混在が半年ほど続き、明治6年の後半からは押印のものが姿を消すといった状況を見せている。その後は、明治7年(1874)になってからも、ごくまれに印のあるものが出されているようであるが<sup>4)</sup>、原本ではなく写しとして書き

4) 139「[布令]」(明治7年)



留められたものなので、印章の文字などは不明である。なお、伝存するものを見る限り、このような印の有無に布告としての性格の違い（内容の軽重・緩急等）が関係するのかどうかは判然としない。

伝達方法については、順達回覧という以前からの方法と、各小区へ配付する方法が混在しており、やがて明治6年(1873)2月には、小区ごとへの配付が定められることになる。

当初、小田県でも一郡内での順達回覧が行われたことは、たとえば回覧させた最後の村から返却させる、次のような例から明らかである。

新貨一覧表壹枚相達候条無遺漏回達周尾方返却可致もの也

壬申七月

小田県庁

安那郡村々役人

(141「〔布令〕(山野村・矢川村)」(明治5年))

このような伝達方法の場合、当然、末端行政単位（小区）の役人は回覧された布告の写しを作成することになる。山野村役場文書の中には、明治5年(1871)以降も、旧藩時代の御用留のような記録が残されていて、その中に上記のような県からの布告類や、交替で県庁に詰めた大区総代からの通達書などの写しが書き留められている。

ところが、回覧された一通を小区役人が書き写すこのような御用留類が作成される一方で、山野村役場文書の中には明治5年後半からの日付をもつ木活字印刷された小田県布告の現物がいくつか見出せるようになる。これらが山野村役場に伝来していること自体が、小区への（回覧ではない）印刷布告配付の事実を示しているが、より直接的な痕跡は布告の端にある書き込みである。図10は明治5年9月に小田県庁の名で出されたものである。再編綴されたために半ば隠れているが、端には「安那郡十九区」という書き込みがある。もちろん、これは山野村と矢川村の二箇村が属する小十九区を指している。県庁で摺られた布告を管内の各小区へ配付（配達）するに際して、小区ごとの行き先を明記したものであろう。このような書き込みのある木活字印刷布告は、外にも明治6年(1873)にかけて散見され、明治7年(1874)以後に現れる活版印刷の布告にも見出せる。

このように、木活字印刷した布告が小区ごとに配付され、それが小区で保存されるという伝達方法は、小田県が発足してから次第に多くなっていった

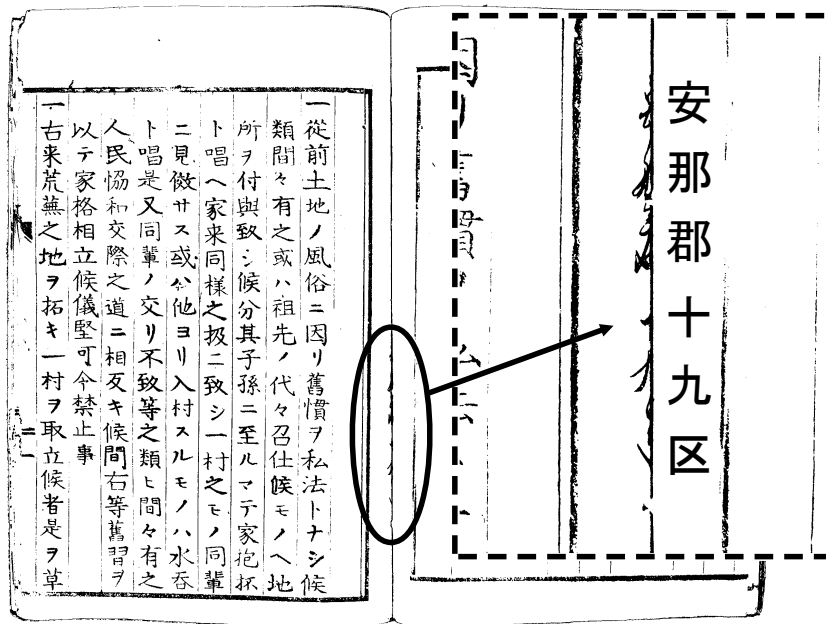


図 11 布告の端に書き込まれた「安那郡十九区」

と思われるが、山野村役場文書を見る限り、上記の御用留類の中には、複数の小区を順達されたものの手書きの写ししか残されていない布告もあり、小田県政の初期について言えば、管内へ伝達手法は、まだ過渡的な様相を示している。

このような状況を踏まえて、小田県は明治6年(1873)2月、次のような布告を出している。

布達之儀ハ人民一般へ方向ヲ授ルモノナレハ一令ノ下ル毎ニ末々迄無洩様ニ読聞セ教諭可致ハ戸長ノ当務ニシテ最大切ノ事ナリ、然ラハ筆写ノ誤等ヨリシテ布達ノ要旨ヲ失ヒ万民保安ノ趣意貫通セサル事ヲ恐れ毎区ニ一部宛ヲ布達セシニ尚末々迄難行届向モ有之由甚以テ不相濟事ニ候、兎角御趣意ノ貫徹セサルヨリ方向奸民ノ浮説ニ誘ハレ小民ノ疑惑ヲ生シ竟ニ大害ヲ可醸モ難計ト誠ニ苦慮ノ至ニ候、依之以後布達ノ儀ハ官費ヲ以テ一小区毎ニ一部宛増下ケ渡スヘクノ間区内ノ者婦女子ニ至ル迄布達ノ要旨ヲ解セサルモノ無之様ニ精々注意可触示若シ停滞或ハ等閑ニ致シ置候ハ、嚴重処置可申付候条厚ク相心得可申候事

但本文之通り増下ケ渡シ候テモ手元控等ニ差支候向ハ布達書摺立所ニ於テ買求メ各用弁可致候也

右之通末々迄無洩様触示ヘクモノ也

二月 小田県権令矢野光儀  
小田県権参事森長義  
小田県七等出仕益田包義

(147「諸関係御布告 第六大区小十九区」明治6年)

上記引用の4行目で「毎区二一部宛ヲ布達セシニ」と言われている区は、もちろん大区(=郡)のことであり、これは深津県時代に定められた布告類の伝達規則と基本的に同じである。この布告では、その従来やり方を改め、以後は「一小区毎二一部宛増下ケ」と述べているのであるが、上に述べたように、この方法は、これ以前から部分的には行われており、この布告はそれを追認して一般化しようとしたものである。

これ以後、山野村役場に伝存する小田県の布告類には木活字印刷されたものが多く見られるようになり、小区へそれらが届けられたことを直に示す次のような史料も見出せる。

記

一五十九号 二部ツヽ  
一六十号 二部ツヽ  
一七十五号 一部ツヽ

ノ

右各種活字御布告例之通御受取迅速御回達可被成候也

五月二日 総代 藤井平太  
一区ノ十九区迄  
正副戸長御中

(140「〔布令〕」明治6年)

ここで宛先が「一区ノ十九区迄 正副戸長」とされ、「回達可被成」と書かれていることから推測すると、差出者の惣代藤井は活字布告を小区の数だけ、つまり19セット用意し(正確には、県庁から貰い)、それを安那郡内の各小区へ送り出したものと思われる。おそらく、布告の各セットには、先頭丁の端に「 区」と小区名が書き込まれており、小区戸長はこれを見て自分の区に割り当てられた布告の綴りを取り、残りを次の小区へと回していったのであろう(先述した「十九区」という書き込みのある布告がこれに該当する)。藤井は「例之通御受取」と述べているので、このようなやり方がこの頃の通例になっていたことは確かであろう。

この事例を見る限り、先に見た明治6年(1873)2月の布告は順調に実現されていたように見え、事実、他にも活字布告を送達した同様の事例は見出せ

る。しかし、小田県政下での布告類の実態は、もう少し混沌としており、以前のやり方に戻ったような事例もまま見られるので、实例をいくつか挙げておきたい。

別紙太政官第三百五十六号第三百五十八号大蔵省第五百十三号司法省  
第七十四号御布告御渡相成候二付大区二部宛下ヶ渡候条無遺漏速二  
可触示者也

明治六年十一月十一日 小田県権令矢野光儀  
小田県参事益田包義

（以下太政官布告等を引用，省略）

（140「〔布令〕」明治6年）

権令らの名で出された布告の文章中で、わざわざ大区（郡）に2部ずつと明示しているのは異例である。政府からの布告類を管内に伝達するこの時期の小田県権令らの布告は、最初に号数を掲げ、本文は「別紙ノ通御達二付触示モノ也」という短いものが普通である（ここでの異例には何か事情があったのではないかとも思われるが、子細は不明である）。

明治7年(1874)に入ってから、印刷物を小区の数だけ用意する形になっていないことが明らかな場合は時々見られる。

記

一乙三十一号 壹部  
一第三十四号 壹部  
但貿易銀函面相添  
右夫々御写取之事  
一当県新聞 十九部  
右壹区壹枚宛御抜取之事  
一第三十一号 七部  
但土族有之区々御抜取之事  
右夫々御承知早々御順達有之度候也  
四月一日 会議所 印

（139「〔布令〕」明治7年）

ここでは、扱いの違いによって用意された部数が異なるものが3種類混在している。最初の二つは一部しか届けられず、「右夫々御写取之事」とあるように往時のやり方で小区へ伝達されたものである。次の「当県新聞」は、厳

密には県の布告ではないが、「壱区壱枚宛御抜取之事」と小区ごとに一部ずつ配付されている。最後のひとつは「士族有之区々」に配付されるもので、19区中7区の方が用意されている。会議所は、このような混在したものを同時に安那郡に送りつけ「早々順達有之度」と言い渡しているのである。同時に伝達される布告類でありながらこのような違いがある理由は明らかではない。ただ、明治7年(1874)初頭から、小田県では布告に活版印刷が使用されるようになっていて、当然、木活字印刷よりは一度に多量の印刷に耐えられるものなので、単純に供給(印刷)能力の問題という訳ではなさそうである。

### 3 布告の印字媒体 木活字と活版

これまで述べたように、深津県や小田県の布告類には木製の活字がしばしば使われている。おおまかに言って、廃藩置県の後、地方官が管内へ出す布告類は、手書き 木活字印刷 活版印刷という媒体の変化をたどったと考えられ、深津県・小田県もこの例に漏れない。

これらの県で使用された木製活字は、藩政期末期の福山藩で部分的に使い始められていた。先に述べたように、廃藩直後の騒動に際し、福山県は県民説諭のため木活字の刷り物を作っているが、これが可能だったのも、藩政末期に木活字がすでに使われていたためであろう。ただし、短い福山県時代に、木活字がこれ以外に使用された形跡はほとんど見られない。布告類に本格的に用いられるのは、深津県が成立してからで、小田県へと改称された後は実物の伝存も多く確認できるようになる。

小田県で木活字が使用されていたのは、残された史料による限り、明治6年(1873)までである。明治7年(1874)初頭から活版印刷の布告が現れ始めると同時に、木活字は姿を消している(広島県のように木活字と活版が同時期に混在するという状況は確認できない)。

ところで、印刷という手法が手書きと異なるのは、言うまでもなく、同一のものが一度に多数作成できる点である。このことは、当然、布告類の伝達手法と関わってくる。たとえば、手書きであれば、末端行政単位の数だけ同じものを製作して配付することは現実的ではなく、大きな行政区画(大区=郡)内で1通を順達回覧する方法が採られたことは容易に想像できる。しかし、その逆(回覧されるものならば、それは手書きかという推測)が常に成り立つ

とは限らない。一郡内で順達回覧され、小区の役人が写を書き留めた布告類が、手書きであったか活字印刷されたものかどうかは、残された御用留に必ずしも明示されている訳ではないからである（ごくまれに、回覧されたものが「摺物」であったことを明記している例はある）。

たとえば、深津県時代に、安那郡小十九区の戸長は図12のような写しを作成しているが、彼が実際に目にした文書が、手書きであったかどうかは即断できない。逆に、同じ冊子の中には、木活字印刷物を見て写したのではないかと思われるものもある（図13）。

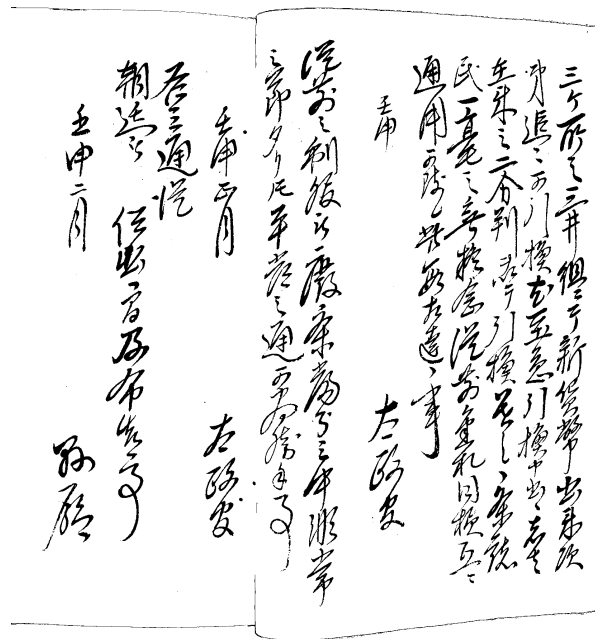


図 12 141 「[布令] (山野村・矢川村)」(明治5年)

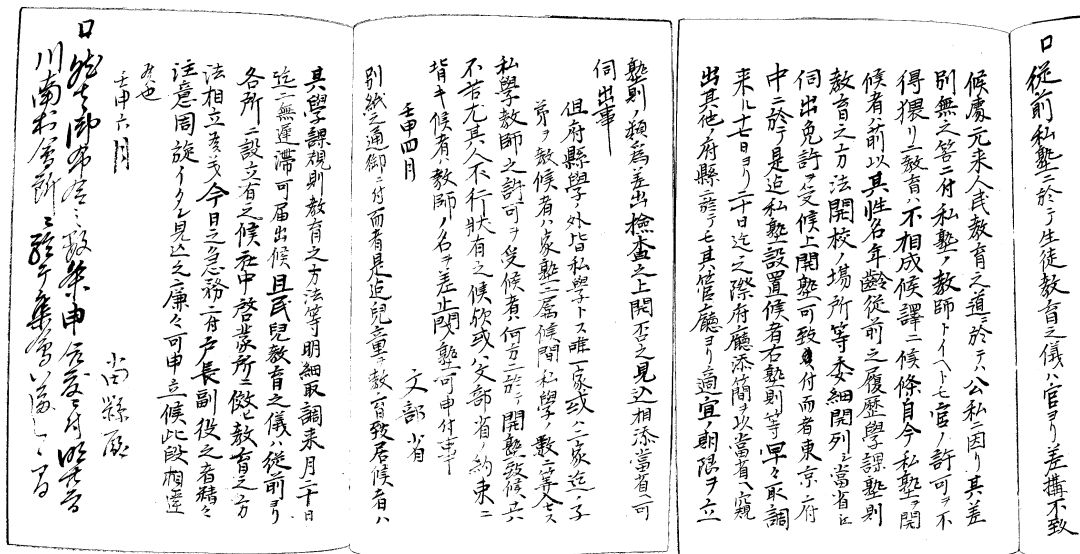


図 13 141 「[布令] (山野村・矢川村)」(明治5年)

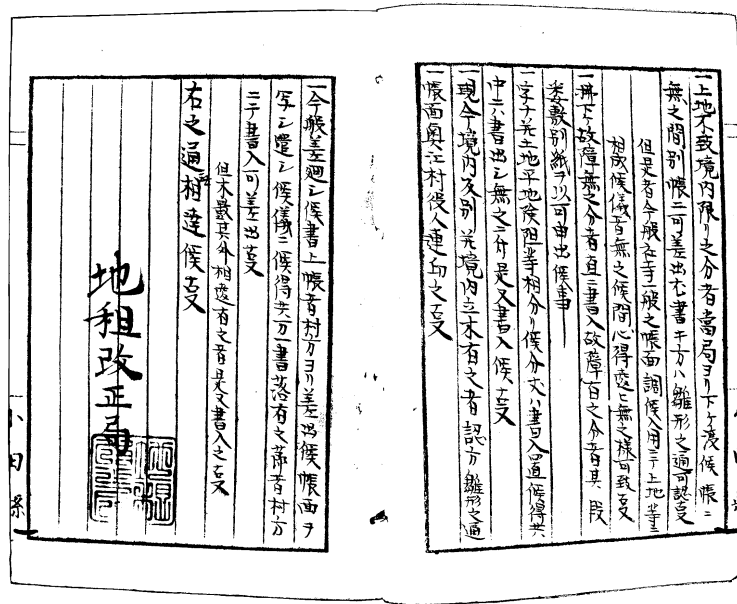


図 14 139 「[布令]」(明治7年)

もっともさらに逆なことを言えば、これとて確実なこととは限らないのであって、たとえば、権令名の布告ではないが、明治7年(1874)に小田県の地租改正局が出した手書きの通達は図14のような文字で書かれている。もしこれと同様のものが回覧されて、戸長が写しを作ったとして、木活字を見て書いた写しと区別することは困難かもしれない。

また、前述のように、活版印刷が登場した明治7年になっても、一通だけの回覧という手法が使われることもあり、同様な事例は明治8年(1875)になってさえも見出せる(大量印刷が可能な活版印刷物であれば、大区に1通しか割り当てないのは、いかにも不自然である)。いずれにせよ、回覧という手法がとられた場合、そこから文書原本の媒体(印字)を確定することは困難なのである。

しかしながら、山野村役場文書の木活字印刷布告の伝来状況から判断すると、小田県に関して言えば、特定の区や村に宛てた個別の通達は別にして、県権令名で出される布告は、手書きのものが一部で残存しつつも、基本的には木活字さらに活版印刷が主流になっていったと考えてよいであろう。

号数表記を持つ小田県の布告は、先述のように明治6年になって現れている。たとえば、同年の1号から100号までの木活字印刷布告に限ってみても、その現物が山野村役場文書の中に伝来している割合は90%である(100号中90号分が伝存している)。

最後に、小田県で使用された木活字と金属活字について、外形的・即物的な特徴を指摘しておきたい。

小田県(深津県)の木活字は、お世辞にも洗練されているとは言い難い素

朴なものであるが、組んで摺った時の版面の印象は素直で読みやすい。書体は楷書体で、ところどころ「」などの草書体のものが混じることがある。また、先に述べたように、明治4年(1870)9月の騒動後の説諭のごとく、はじめから振り仮名付きで彫られた文字も、まれに見られる。

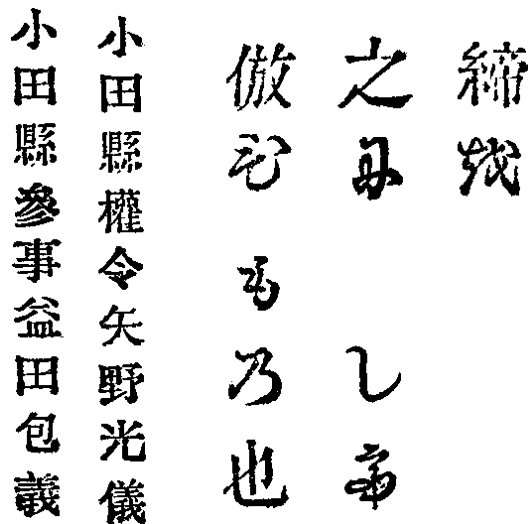


図15 小田県布告の活字（漢字とかな）

小田県が布告に使用した金属活字は四号大の明朝体である。ほぼ同時期に隣の広島県でも布告に活版が現れ始めるが、供給元が異なっていたためであろうか、広島県の活字とはデザインが少し異なっている。権令の「令」という文字などは、明朝体としては特異な形をしている（図15）。また、活版布告としての、より大きな特徴は、仮名部分に使用しているのが片仮名ではなく変体仮名を含む

平仮名という点である。おそらく、この時期の県の布告としては珍しいのではあるまいか。ただし、これは活版が使用され始めて3箇月間で終わり、明治7年(1874)4月からはありふれた片仮名混じりの表記に変更されている。

## おわりに

本稿が小田県（深津県）の布告について述べようとしたのは、きわめて表面的な事象である。これは「史料を利用して、そこから（社会的・経済的・政治的・文化的な）何かを明らかにする」という通常の研究のあり方とは明らかに範疇を異にする態度である。最後に、その点について説明をしておきたい。

歴史資料の整理（および公開）を業務としている者にとって往々にして課題となるのは、業務の対象物が「何」であり、「何故」そのような形で「そこ」にあるのか、という問題である。具体的に言えば、古文書を整理していて手にしたある史料が、その家（出所）の文書として残されているのは、自然なことなのか、そうでないのか、史料としての姿形や記述が標準的なものなのか、異例なものなのか、もし異例だとすれば、どの点においてそのようなのか等々、様々な疑問に遭遇しながら進めるのが、史料整理ということになる。



これは、史料整理という仕事の目標のひとつが、史料(群)の歴史(別の言い方をすれば「成り立ち」)を明らかにすることだからであって、理想を言えば、多種多様な史料についての基礎的知見がそこでは必要となる。ある時代のある種の史料については、形態・内容等についての研究蓄積がそれなりにあるが、それ以外の部分についても、少しずつ知見を積み重ねていくことは、史料整理業務にとっては極めて実践的な(あえて言えば実務上の)課題なのである。本稿も基本的にこのような考えに立脚したものである。

(ながさわ ひろし 総括研究員)

# アーカイブズとしての絵葉書

西向 宏介

【要旨】 本稿は、文書館収蔵資料の一つである絵葉書について、「アーカイブズ」としての観点から考察したものである。コレクション資料や伝来文書の中に含まれる絵葉書のもつ固有の意義について考察すると共に、広島における絵葉書流行の具体相にも言及した。

## はじめに

広島県立文書館では、平成22(2010)年度から24年にかけて、収蔵資料の中に含まれる絵葉書を紹介する展示を3回実施した。当館には、戦前の広島県内の名所・旧跡などを写した風景絵葉書を約2,500点収蔵しており、事物関係の絵葉書や県外地域のものも含めれば4,000点を超える。これらの絵葉書は、写真撮影が一般に普及していなかった時代の写真資料として貴重であり、当館での利用頻度も比較的高く、また全国各地で刊行されている郷土の写真集などにも、実際には絵葉書が大量に使用されている。

ところが、こうした利用頻度の高さに比して、絵葉書をテーマにした書物は思いのほか少ない。絵葉書に関する研究論文や学術書に関しては、日露戦争を契機とする絵葉書流行の経緯や写真資料・メディアとしての価値に注目したものなど、いくつかの参照すべき成果が出てはいるものの、まだまだ研究蓄積の薄い分野であるとの感は否めない<sup>1)</sup>。

本稿は、文書館収蔵資料に含まれる絵葉書をもとに、絵葉書を「アーカイブズ」としての観点から考察する。戦前の絵葉書は、文書館などの資料保存利用機関で閲覧できるだけでなく、古書店や大形書店の店頭などで容易に購入し入手することが可能である。もともと各地の土産品として販売され、またコレクションの対象でもあったため、このような形で売買されることはある意味当然と言えよう。しかし、これらの中には、差出人の名前や宛先が記

され、実際に郵便物として使用されたものが含まれていることも多く、本来の所有者のもとを離れて市場へと流通していったことをうかがわせる。このような状況は、絵葉書を写真資料としてのみ捉え、本来の所有者のもとにあることの意味を、即ちアーカイブズとしての存在価値を問われることがなかったことの表れでもあると言えよう。

ところで、文書館が収蔵資料の対象とする「アーカイブズ」とは、「個人または組織がその活動の中で作成または収受し蓄積した記録のうち、組織運営上、研究上、その他さまざまな利用価値のゆえに永続的に保存されるもの」であるが、その特徴の一つとして、「原則として人間活動の一次的産物としての生の記録であって、大量複製物の形で流布される図書、新聞、音楽CD、市販ビデオなどの著作物は原則として含まない」という指摘がなされている<sup>2)</sup>。この指摘に基づけば、多いもので1種類につき数十万組が印刷された絵葉書は、希少性が高いとはいえ、「アーカイブズ」としては、やや割り引いて考える必要があるだろう。しかし、いったん郵便物として使用された絵葉書は、手書きの書簡と同様に「生の記録」として唯一性を帯びることとなる。また、未使用のものであっても、ある組織体(家・団体・個人)の文書群に含まれていること自体が、その組織体の活動を跡付ける大切な意味を持っている場合も多く、絵葉書を「アーカイブズ」概念の中に位置づけて考察する必要性は高いと言えよう。また、従来語られてきた絵葉書流行の歴史は、海外の動きや日本の郵便制度の動向、東京などの大都市における動向であり、各地方で起きていたはずの絵葉書ブームの具体相については、殆ど紹介されていないのが実情と言えよう。

本稿では、こうした絵葉書研究の現状を踏まえ、まず広島県における絵葉書流行の実情について考察し、その上で、絵葉書のもつアーカイブズとしての側面について明らかにしていきたい。

## 1 絵葉書流行の具体相

まずはじめに、絵葉書ブームに火が点いた明治38年(1905)から、ブームが落ち着きを見せたとされる明治40年(1907)までの『中国新聞』記事をもとに、当時の日本における絵葉書ブームと広島におけるその具体的な姿を見ていくことにする。3年間という限られた期間ではあるが、この時期、新聞紙

上では絵葉書に関する様々な記事や広告が掲載されており、当時の絵葉書の流行ぶりを具体的に知ることができる。

### 1-1 日本の絵葉書ブーム

日本における絵葉書の発行は、明治33年(1900)10月の逓信省令により、私製絵葉書発行が許可されたことに始まる。同年10月5日発行の雑誌『今世少年』第1巻9号の付録として頒布されたのが、私製絵葉書の始まりとされており、その後、明治35年(1902)6月18日に逓信省が、日本の万国郵便連合加盟25周年を記念する絵葉書を製作し、これが官製絵葉書の始まりとされている。その後、日露戦争を契機に本格的な絵葉書ブームが起き、凱旋式典や凱旋行進などを題材とした絵葉書が熱狂的に大流行した<sup>3)</sup>。

広島県内でも、日露戦争の戦役記念絵葉書は新聞記事に紹介されている。明治38年2月17日の記事では、「官製絵葉書の売行」と題し、すでに3回目となる逓信省発行の戦役記念絵葉書について、「比較的低廉なると意匠斬新なるを以て買取るもの多く、当局にても日ならず売切れとなるべしと云へり」と紹介している。この官製絵葉書の発行は、絵葉書の流行にとって重要な契機となっていた。6月2日付の記事によると、日露戦争における遼陽陥落(明治37年9月)の頃まで、私製絵葉書の発行は必ずしも芳しいとは言えなかったが、第1回の戦役記念絵葉書が逓信省から発行されて以降、私製絵葉書に対する信用も急速に上がり、3万種類以上もの私製絵葉書が発行されるに至ったと記している。

こうして当時、多種類にのぼる絵葉書が発行されていったが、そのうち、日露戦時の軍事郵便として人気があったのは、風景絵葉書よりも、いわゆる美人絵葉書であった。3月5日付の『中国新聞』の「日曜文壇」欄には、「絵葉書」と題した短編小説が掲載されている。絵葉書に彩色をする手内職をしながら、戦地へ出征中の夫を待つ妻子の様子を描いているが、この妻子が彩色していたのは美人絵葉書であった。また、この頃の絵葉書は、雑誌の付録としてカラフルなものが作られただけでなく、様々な意匠を凝らしたものも作られ、また紹介されたりしている。雑誌の付録はもとよりのこと、絵葉書2葉を合わせた上に薄紙をかぶせた“絵葉書封筒”が大阪の絵葉書封筒商会から発売され、戦地向け通信用に宣伝されている<sup>4)</sup>。また、パリで発売された“蓄音葉書”なるものも新聞紙上で紹介されている。蝋管に代わり、葉書

面に専用の塗料を塗り，これを通常より小型の蓄音器を使用して吹込み，発声させるというものであった<sup>5)</sup>。逓信省では，こうした様々な絵葉書の流行を受けて，郵便絵葉書の取り扱いについて注意を払うようになっている。とくに，精巧優美な絵葉書が日増しに多く発行されていくのに伴って問題となったのは，郵便物の紙質検査や発送の際に，各郵便局で職員が絵葉書を折り曲げてしまうことであった。美人絵葉書などの美しいものや“記念”として発行される絵葉書は，大切に保存されることを念頭に発受信されるものであり，折り皺が付くことで，発送人や受取人の不評を買うことが増えていたのである。逓信省では，絵葉書を決して折り曲げたりしないよう通信幹所に対して通牒を発して注意を促すと共に，日付印の押捺を徹底させるよう指示したのである<sup>6)</sup>。

ところで，当時の絵葉書ブームを裏付ける具体的な数値として，郵便切手の売れ高が明治39年(1906)1月9日付の『中国新聞』に紹介されている。それによれば，明治36年度から37年度にかけて，最も需要が伸びたのは私製葉書に貼用する1銭5厘切手であり，明治37年度においては，2440万2090枚が売られ，これは前年度に比して1.43倍の増加であった。また，明治38年度においては，4月から10月までの7ヶ月分だけで2184万7000枚が売られている。これは1年分に換算すると3745万2000枚となり，36年度に比べると2.28倍の増加となっている。この1銭5厘切手の売れ高の増加について，記事では，「是等は私製葉書即ち絵葉書に貼用せられたるものにして実に盛なりといふべし」と結んでいる。

## 1-2 広島における絵葉書の流行

次に，広島における絵葉書流行の実情を見ていくことにしよう。

広島での絵葉書の流行を印象付ける出来事として，明治39年4月3日から3日間開催された広島絵葉書展覧会を挙げることができる。これは，広島市内の美術絵葉書関係の営業者を中心に企画され，広島市内及び京阪方面の美術家や写真館・文士らが賛助員となって開催されたもので，会場は中島本町の浄宝寺であった。『中国新聞』では，3月7日に予告記事が掲載され，「これ程大規模の展覧会は，本市にては最初のこと」と宣伝し，展覧会最終日の4月5日の記事では，「絵葉書展覧会瞥見」と題したルポが掲載されており，その詳細を知ることができる。

表1 明治39年4月3～5日広島絵葉書展覧会の主な展示品

作者名	作品名	作者名	作品名
本多穆豊	「小供」「花がたみ」	中川廣嶺	「桜狩」「薔薇」
太田三郎	「紅百合」	歌川国峰	「美女の面影」
内藤芳州	「王美人」	一條成美	「令嬢の隠し芸」
藤島武二	「二光」「三曲」「月宮殿」	野田道二	「木曾路(水彩画)」
久保田米斎	「全捷」「お伽」	日本絵葉書会合作	「花鳥十二ヶ月」
丸山晚霞	「春鳥集第三水彩画(風景)」	横浜・星野氏	「英国製絵葉書」10葉
町田曲江	「花と水」	尾張・伊藤氏	「独逸製絵葉書」3葉
鏑木清方	「世女の面影」	○堂	「鳥羽(陶器製)」
斎藤松州	「ベースボール」	俳優實川延二郎	西洋絵葉書

ルポではまず、会場がお寺の本堂であったことについての問題が指摘されており、「絵葉書といふ文明品を、抹香臭い仏前に陳べると云ふも何やらコントラストの妙を缺く様に覺ゆ」と、光線の少ない堂内での展示に不満を述べている。しかし、展示品は「一として屑なるは無く」とし、数々の目を引いた作品を紹介している（表1参照）。また、会場では、1回5銭の絵葉書釣りが人気を博し、「さし変へての紳士・淑女数百人を算ふ、或は一日の日延を為すべしとの噂、何は兎もあれ広島在って初めての会、此位の盛会は先づ々々大出来の部ならんか」と評している。展示された絵葉書は販売もされていたようで、「第一日に於て既に数十点は売約済の札を貼られ」、中でも一條成美の「令嬢の隠し芸」は5葉で金35円と「陳列品中の最高価」がついた。来場者には、「三宅画伯筆になる紀念の広島水彩四葉、定価二十銭」の絵葉書が1葉ずつ無料で配布されたという。

一方、呉では明治39年5月27日に海軍戦捷記念祝賀会が開かれ、これに合わせて記念絵葉書（2枚一組）が発売されて好評を博した。祝賀会直前の5月25日付の『中国新聞』では、この記念絵葉書の発売について、「今日よりドン々予約申込者が多いさうで、余程早く買はんと或ひは手に入らぬかも知れんとの噂だ」と記し、その人気ぶりを報じている。この絵葉書は特別消印を受けることができることになっており、呉郵便局と、会場となった海軍練兵場に特設された同局の臨時出張所で27日から4日間限定で受けることができた。この特別消印が絵葉書の希少性を高めたため、この絵葉書は、発売当日に瞬く間に売切れとなり、予約していた人たちも交付数を減らされるほどであった。また、特別消印を受けようと大勢の人々が呉郵便局に詰め掛

けており、28日付の記事には、「特に当日の特別消印を受けんとする人の呉郵便局に赴く者驚くべき多数にして、記念絵葉書以外の物品を持参して消印を乞ふ者引きも切らず、殊に扇子の如きは数千本の多きに至り、又当日を記念として東郷大将の肖像に消印を受けしもの尠なからざりき」というありさまであった。結局、この戦捷記念絵葉書は、2万9801枚が発行され、745円2銭5厘の売上げとなったが、東京をはじめ県外の愛好家たちもこの絵葉書を求める者が多く、購入できなかった人が多数にのぼった。そのため、当日は2枚一組が金8銭であったのに対し、特別消印を押捺したものについては一組金50銭のプレミアが付けられたのである。

当時の絵葉書人気をうかがわせるものは、こうした行事だけではない。当時の新聞を見ると、絵葉書の盗難事件を報じる記事が散見される。明治38年7月5日付の記事には、広島郵便局に勤める2人の通信事務員が、軍事郵便物の中にあつた絵葉書約400枚余りを窃取して自宅に持ち帰っていたことが発覚するという事件が記されている。また、7月7日付の記事では、宇品町海岸通りの雑貨商で、店頭にあつた絵葉書100枚が盗難にあつたという事件が報じられている。当時は絵葉書の流行に伴い、1葉数円の高値がつくものも出回っており、こうした事件は全国各地で発生していたものと思われる。

### 1-3 藤谷 堂

ところで、広島における絵葉書の流行をリードしたのは、広島市中町に店舗を構えた藤谷 (かくまる) 堂であろう。堂は、広島市内はもとより、県内各地の名所・旧跡や記念行事等を写した絵葉書を数多く製作・販売しており、広島県立文書館が収蔵する絵葉書の中にも、堂の製版によるものが相当数含まれている。

いま、明治38～40年の3年間で、堂が発行したことが明らかな絵葉書を『中国新聞』の記事・広告をもとに示すと、表2のようになる。堂による絵葉書の新規発行を知らせる記事が実際に表れるのは明治39年以降であるが、この限られた期間内だけでも、30種類以上にのぼるセット絵葉書が堂によって発行され販売されていることが分かる。

また、当時の新聞広告によると、堂では、自らが発行した絵葉書の販売だけでなく、東京や大阪・神戸などの絵葉書店で発行された絵葉書も取り扱っていた。明治38年6月の新聞広告によると、東京の上方屋平和堂と浪花

表2 明治39・40年に藤谷 堂で発行・販売された絵葉書(『中国新聞』記事より)

発行・販売年月日 (記事・広告掲載日)	掲載 種別	絵葉書名
(明治39. 3.24)	広告	広島・宮島名所絵はがき
( 7.21)	記事	広島尚古会絵葉書(第1輯)
( 8.10)	記事	広島尚古会茶話会記念絵葉書(不動院梵鐘龍頭)
10.18	広告	広島尚古会選定 尚古絵葉書(第2輯)
11. 5~6	広告	広島招魂祭記念絵葉書
(11.21・25)	広告	海軍兵学校卒業記念絵葉書(第1~2輯)
(11.26)	広告	新年用絵葉書
(明治40. 1. 7)	記事	安芸の宮島(第1~2輯)/不動院絵葉書(第1輯)
( 1.16)	広告	不動院絵葉書(第2~3輯)/広島尚古絵葉書(第3輯)
1.28	記事	小学生観覧記念絵葉書(児島高德絵葉書)
( 4. 8)	記事	泉邸の雪
4.14	広告	安芸進水記念絵葉書
( 5. 1)	広告	広島尚古絵葉書(第4輯)/尚古絵葉書号外第1・厳島神社国宝/尚古絵葉書号外第2・厳島神社舞楽
( 5.31)	広告	安芸仏通寺絵葉書/安芸府中名所(前輯・後輯)
( 8.12)	広告	安芸の宮島(第3輯)
8.16	広告	広島県安芸郡水害地実況絵葉書
( 9.20)	広告	泉邸十趣/安芸深山溪/呉名所(前編・後編)/宮島名勝絵葉書(第1~2輯)
(11.15)	広告	宮島七浦
11.24	広告	愛国婦人会広島支部第1回総会記念
(11.20)	広告	明治四拾壹年度年賀用絵葉書

典拠) 明治39・40年の『中国新聞』(広島県立文書館所蔵複製資料)。

注) 発行・販売年月日(記事・広告掲載日)のうち、( )付のものは、記事・広告掲載日を示す。絵葉書は、新聞紙上で最初に掲載された年月日の記事・広告を記している。

屋商店、文禄堂、如山堂の製品特約店となっており、また大阪の絵葉書製版所である若林独立軒の広島代理店も勤めている。また、9月の広告では、文禄堂と如山堂の名が無くなり、代わって神戸の日東館と玉村館の製品特約店と記している。コロタイプ版の写真絵葉書だけでなく、風景・花鳥・美人・風俗・動物などの美術絵葉書や絵葉書帖などを販売し、さらには、注文による絵葉書の印刷製造も行っていた。

藤谷 堂は、明治40年に中町から市内革屋町へ店舗を移転拡張している。2月6日に出された新聞広告では、「中国元祖絵葉書専門 堂之大発展」と題し、「幣堂乃ち既に得たる経験を以て是等新規の高需に応ぜん為め、



茲に大発展を試み、従来の家屋は甚だ手狭なれば左記の場所に移転したり。請ふ倍旧の御愛顧あらんことを」と記している。

明治40年頃になると、藤谷 堂が製作した絵葉書は、自店だけでなく、広島市内の3店（本通り紙屋町・斎藤商店、革屋町・三河屋、天神町第一集産場内・篠原美葉堂）でも売捌かれるようになっており、経営の拡張をうかがい知ることができ<sup>7)</sup>。

なお、これら販売店のうち、斎藤商店は、主に肉筆の美術絵葉書を取り扱う絵葉書店であった。同店の斎藤豊翠は、明治40年5月11～12日に開催された広島絵葉書奨励会では、発起人として会の事務を執り行っている。広島絵葉書奨励会は、肉筆絵葉書の展示・販売を行う会であり、有名画家に依頼して肉筆絵葉書1,500枚を作成し、入会料と引き換えに肉筆絵葉書3枚を抽籤で会員に頒布するというものであった。会場は細工町の西蓮寺であったが、抽籤で頒布される景品の絵葉書については、前日から斎藤商店の店頭陳列した<sup>8)</sup>。また、12月には、広島高等師範学校の絵画同好会が新年用の絵葉書（金銀彩色刷2葉一組）を製作したが、その販売を請け負ったのが斎藤商店であり<sup>9)</sup>、同店は、広島における肉筆絵葉書や絵画絵葉書の普及に貢献している。

明治39年以降、様々な式典・行事に合わせて絵葉書が発行されるだけでなく、広島尚古会のように県内史蹟の調査顕彰を目的とする絵葉書の発行も盛んに行われたが、それら絵葉書の多くを藤谷 堂が製作した。また、

堂が明治40年に製作した絵葉書「泉邸の雪」と「安芸の宮島」（第1・2輯）は、同年に開催された大阪絵葉書大展示会で前者が二等銀牌を、後者が二等銅牌を受賞した<sup>10)</sup>。絵葉書人気の上昇に伴って、地方における写真絵葉書の印刷技術も次第に向上していったと言えよう。

## 2 アーカイブズとしての絵葉書

以上述べてきたように、様々な契機・理由によって官製・私製の絵葉書が作られ、それらは絵葉書店などを通じて多くの人々に販売・頒布され、さらに郵送・贈呈などの形で広く全国的に流通していった。戦前期の絵葉書は、その後長い年月を経た今日においてもなお、膨大な数量が残っており、入手することが可能である。

ところで、書店などを通じて流通するものを除き、特定の組織体（家・団体・個人）において、あるまとまった数量の絵葉書が蓄積される場合を考えると、その蓄積経緯には、コレクター個人によるコレクション資料として蓄積される場合と、組織体の伝来文書として蓄積される場合の2つがあると言える。コレクション資料と伝来文書とでは、その中に含まれる絵葉書の性格は全く異なっており、とりわけ伝来文書に含まれる絵葉書には、文書群の一部を構成するアーカイブズとしての、固有の価値が付与されることとなる。

以下では、本稿の主題である「アーカイブズとしての絵葉書」という観点から、コレクションとしての絵葉書と伝来文書に含まれる絵葉書に分けて、それぞれの中に含まれる絵葉書のもつ意義について考察していくことにする。

## 2-1 写真資料としての絵葉書

まず、コレクションとしての絵葉書のもつ意義について考えてみることにしたい。

コレクションとは、あるコレクターが特定の目的や興味関心に基づいて意図的に収集した資料であり、そこに含まれる絵葉書は、それぞれ別々の所有者のもとにあったものが、コレクターによって1つに集められたもの（つまり「出所の原則」に則っていない収集物）と見ることができる。従って、「人間活動の一次的産物」としてのアーカイブズという観点からすれば、やや割り引いた評価が必要とも言える。

ところで、コレクションとしての絵葉書のもつ最も大きな特徴は、その量的なまとまりにある。また、その量的なまとまりのゆえに派生する、写真資料としての価値の高さにあると考えられる。そもそも多くの絵葉書は、それ自体が単独で売買され、コレクションの対象として流通したものであり、写真絵葉書は、その1枚1枚が単独でも写真資料として十分な価値を持つものである。しかし、コレクションによってある程度の量的なまとまりを有することにより、写真資料として新たな価値が付与されるのである。もともと数枚で一組のセットとして売買されていた絵葉書が、一枚ずつ別々に使用されて分散したとしても、コレクションとして集積されることにより、セット絵葉書の枚数が揃うことも多い。また、名所・旧跡など、同一の対象を写した

絵葉書が多数しかも多種類作られた場所などは、それらの絵葉書がコレクションされることにより、その名所・旧跡や町並などの景観の変遷（経年変化）を追うことも可能となる。周知のように、絵葉書は、住所・宛名欄の印刷様式や、葉書に貼付された切手・消印などによって、作成年代もしくは使用年代の推定・特定が可能であり<sup>11)</sup>、新聞広告から発売時期が判明するものも多い。通常の写真プリントの場合、裏面や台紙などに日時の記載が無ければ年代の特定が困難であるが、写真絵葉書はたとえ無記入であっても、絵葉書自体の形態・様式に関する情報から年代の推定が可能なのであり、量的なまとまりを有することで、撮影対象の比較検討が可能となるのである。

以下では、コレクションとしての絵葉書のもつ特徴として、比較検討可能な写真資料としての側面に着目し、その具体的事例として、広島県立文書館収蔵の絵葉書をもとに、景観の変遷（経年変化）の検証例を示してみることにする。

#### 2-1-a 景観の変遷を語る絵葉書

写真絵葉書から景観の変遷（経年変化）を見ることについては、既に広島県立文書館で開催した展示で紹介したことがある<sup>12)</sup>。例えば、平成23年度の県庁ギャラリー展示「広島県の歴史絵はがきと観光資料 内陸部の風光」では、三次町の全景を写した絵葉書を紹介し、西城川に架かる木造の「才が瀬橋」が老朽化し、新しく「旭橋」に架け代わっていく様子を紹介した。また、平成24年度「収蔵文書の紹介」展「広島の歴史的風景 文書館収蔵の絵はがきから」では、広島城天守閣付近の植生が明治末期と大正～昭和戦前期とで大きく変化している様子と、相生橋の架橋の変遷を紹介した。

ここでは、それらの事例に加え、尾道の町並みや島の景観の変遷について見てみたい。

写真1は、尾道港の風景を写した写真絵葉書の一部を比較したもので、上は「尾ノ道港全景(其三)」<sup>13)</sup>、下は「尾道港中央 其二」<sup>14)</sup>と記された、それぞれ異なるセット絵葉書の中の1枚である。上の絵葉書は、通信欄が住所・宛名面の下3分の1となっていることから、明治40年(1907)～大正6年(1917)の作成であることが分かる。一方、下の絵葉書は、通信欄が住所・宛名面の下2分の1になっていることから、通信文の記載が拡大された大正7年(1918)以降の作成であり、また葉書上部の表示が、右から左へ「郵便はか

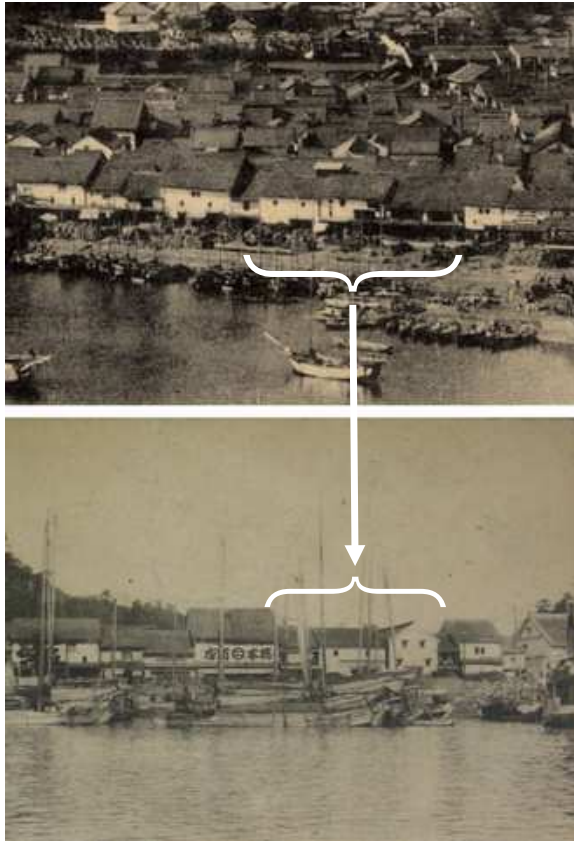


写真1 尾道住吉浜の絵葉書(部分)

上: 明治40~大正6年  
下: 大正7~昭和7年

き」と記載されていることから、「郵便はがき」に表示変更される昭和8年(1933)より以前に作成されたものである。つまり、上と下は明確に作成年代が異なるものであり、上から下へ年代が推移したことが分かる。

町並みの変化という視覚情報は、通常の文書や地図等では分からないが、ある程度の年代が分かる絵葉書の写真を細部にわたって比較すると、町並みの変化が如実に分かる。写真1では、尾道の住吉浜付近を抜粋し比較してみたが、表示しているように、港沿いの建物が一部建て変わっており、切妻造りの蔵が家並みの間に新たに建設されている。

また、写真2は、住吉浜の東、築地付近の港の様子を絵葉書から抜粋

して比較したもので、上は「尾ノ道港全景(其三)」<sup>15)</sup>、下は「尾道市全景(其ノ二)」<sup>16)</sup>と記された、やはり異なるセット絵葉書の中の1枚である。写真2の年代も、写真1と同じ理由により、上が明治40年~大正6年、下が大正7年~昭和7年(1932)と推定される。写真2では、中央に諸品会社の大きな2棟の倉庫が写っているが、その両側の家並が大きく変化しており、左端のほうでは、新たに白い土壁の蔵が1棟建ち、海に面した石垣上にも木造2階建ての家屋が新たに建てられていることが分かる。また、諸品会社倉庫の右隣も、木造2階建ての家屋から3階建ての建物に建て変わっており、建築中の建物も見える。また、海に面した石垣上には、ここでも新たに大きな木造家屋が建っていることが分かる。

尾道では、江戸期においても、新地の築調や新たな町家建築の増進によって、港の家並は大きく変化していったことが、町絵図などによってうかがい知ることができるが、コレクションされた写真絵葉書は、その変化のありさまを視覚情報として如実に見せてくれる。

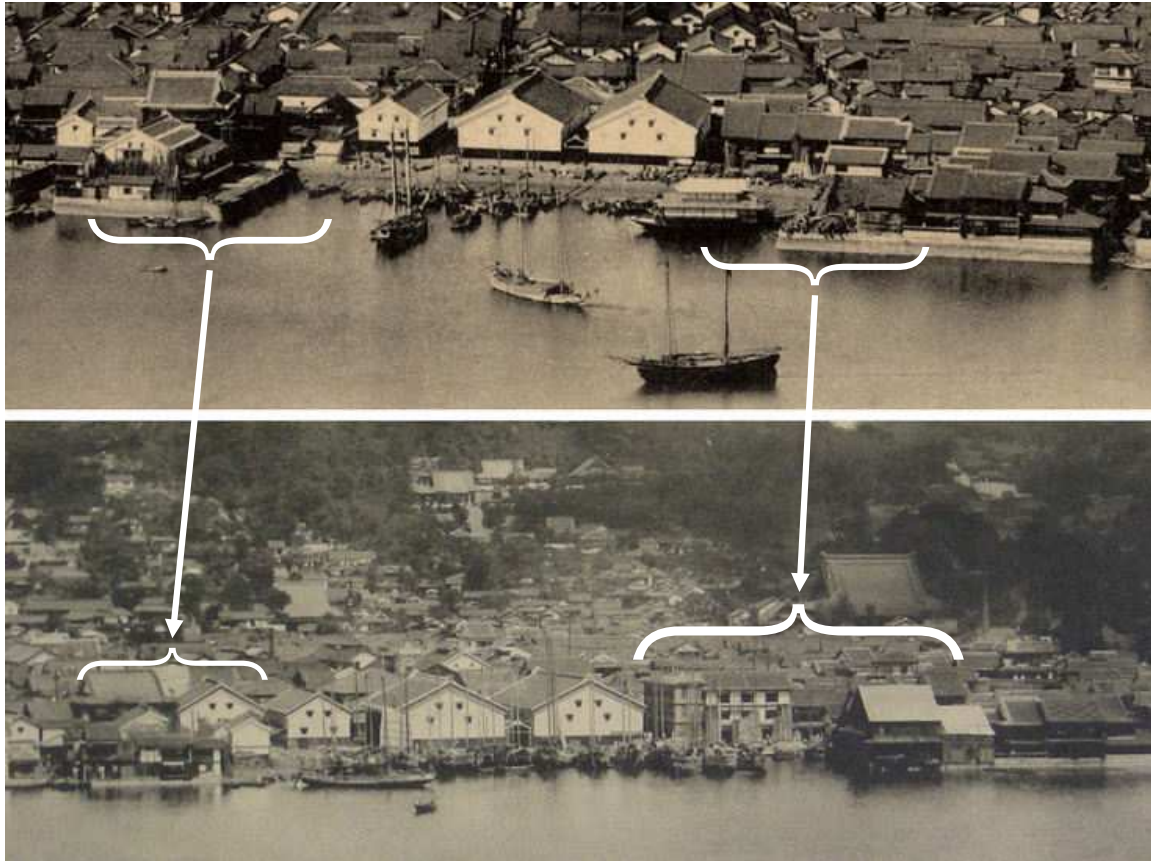


写真2 尾道築地付近の絵葉書

上：明治40～大正6年

下：大正7～昭和7年



写真3 尾道小歌島の絵葉書

左：明治40～大正6年

右：大正7～昭和7年

また、尾道と対岸の向島との間にあった小歌島を写した絵葉書も多く作られており、年代による風景の変化を見ることができる。写真3の左と真ん中の2枚の絵葉書は、さきに述べた推定方法により、明治40年～大正6年作成のものであり、右のものが大正7～昭和7年のものである<sup>17)</sup>。小歌島は埋め立てにより昭和7年に陸続きとなったが、これらの絵葉書は、埋め立てられていく小歌島の景観の変遷をよく示してくれている。

2-1-b 時代性を反映する絵葉書

戦前期の写真絵葉書は、単に風景を写した写真資料であるだけでなく、日露戦争や第一次世界大戦といった政治・軍事情勢の影響（つまり、軍部の検閲による影響）を受けており、当時の時代性を反映する産物としても理解する必要がある。写真資料としての絵葉書は、この点に注意が必要であり、コレクションとして集積されることによって、検閲による作為の跡が判明する場合がある。

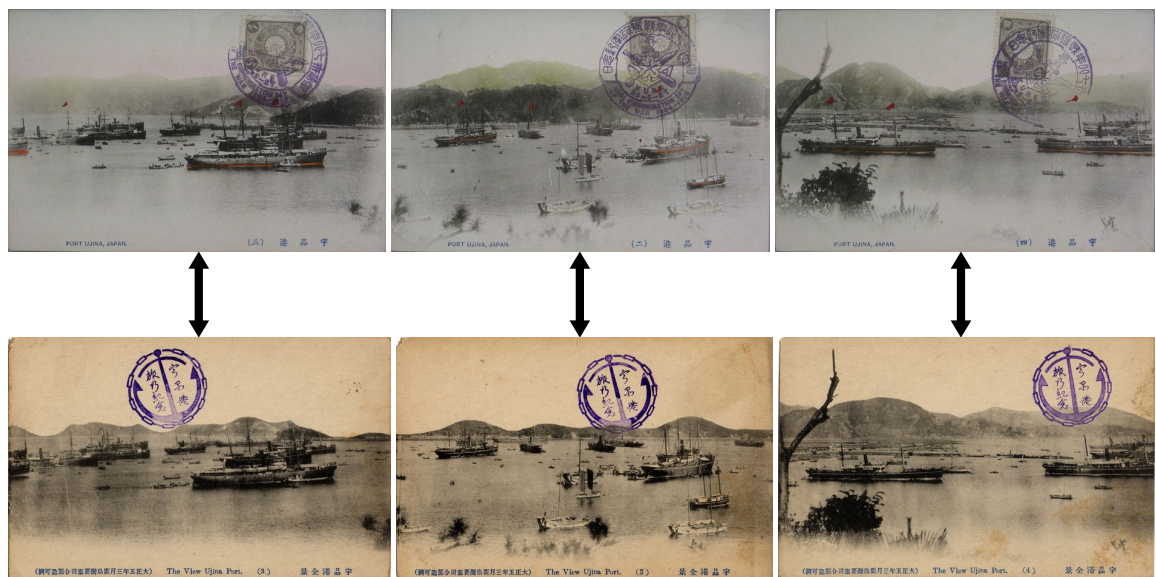


写真4 宇品港の絵葉書 上：明治39年(1906) 下：大正5年(1916)

写真4は、宇品港の風景を写したセット絵葉書である<sup>18)</sup>。上は東京神田の絵葉書店として知られる上方屋が発行したもので、通信欄の罫線が無いことから、明治39年以前に作られた初期の絵葉書であることが分かる。また、写真には、明治39年(1906)5月27日に呉で開催された第1回海軍戦捷記念日のスタンプが押されており、この記念日に合わせて発売されたものであることが判明する。下の絵葉書は「宇品港旅行記念」のスタンプが押されているが、大正5年(1916)3月の広島湾要塞司令部認可済絵葉書である。上下を比べると、同じ写真が用いられていることが分かるが、背後の山岳地形が異なっている。実際の地形は上の絵葉書のとおりであり、下は広島湾要塞司令部の検閲によって地形が書き換えられている。要塞司令部は、当時の大日本帝国陸軍の要塞の管理にあたる司令部で、広島湾要塞司令部は比治山の南側に置かれ、広島湾と呉軍港への敵艦船進入を阻止するため各地に設置されて

いた要塞砲台を管理していた。この絵葉書が発行された当時は、まさに第一次世界大戦の真っただ中であり、軍事機密であった山岳地形を書き換えさせているのである。

また、写真5は、戦前比治山に置かれていた御便殿（日清戦争時における天皇の行在所を移築したもの）を写した絵葉書であるが<sup>19)</sup>、同じ写真を使っているものの、左右が逆になっていることが分かる。上は、通信欄の様式から明治40年～大正6年作成のものであり、正しく焼き付けられたものである。下



写真5 比治山御便殿の絵葉書

上：明治40～大正6年

下：大正7～昭和7年

は、大正7年から昭和7年作成のものであり、同じ写真を使用しているが、実際の風景とは逆に焼き付けられている。ただし、背後の山岳地形も僅かに書き換えられており、誤って裏焼きしたものではないと推測される。要塞司令部による検閲を示す印字もないため、このように見比べない限り、一方が裏焼きであることを見抜くのは困難であるが、コレクション資料はそれを可能にしてくれる。

写真資料としての絵葉書が有する時代性は、このような政治・軍事情勢の影響という側面だけではない。様々な災害や事件・事故を写した絵

葉書の存在から分かるように、カメラが普及する以前の時代におけるメディアとしての役割を果たした時期があり、メディア史における時代性を反映する産物でもあった。

戦前期の絵葉書は、純粹に写真資料（古写真）として有用であるだけでなく、こうした時代性を反映する産物としての側面も有していた。その意味で絵葉書は、歴史資料としての側面を濃厚に有するものであると言えよう。

## 2-2 伝来文書の中の絵葉書

次に、組織体（家・団体・個人）の文書群の中に含まれ、他の文書・記録類と共に伝来する形で残された絵葉書のもつ固有の意義について考えてみることにしたい。文書館資料として収蔵される絵葉書の多くは、実際にはこうした伝来文書の中に含まれるものであるが、これまでの様々な絵葉書研究書や論文を見る限り、伝来文書に含まれる絵葉書について、アーカイブズとしての側面から切り込んだ研究は殆ど見受けられない。ここでは、広島県立文書館の収蔵資料のうち、備後国府中市村の豪農商であった延藤家に伝来した文書群<sup>20)</sup>を取り上げ、伝来文書に含まれる絵葉書固有の意義について述べていくことにする。

伝来文書に含まれる絵葉書は、主には、家人が様々な経緯で購入・入手したものと、関係者から郵送もしくは土産物として受け取ったものとに大別される。このうち、家人の親類・知人などから私信として受け取った絵葉書については、もはや写真資料や印刷物という範疇を超えた、一つの文書（書簡）であると考えることができる。肉筆で通信文が書かれることにより唯一性を帯びた文書（書簡）としての絵葉書は、伝来文書として残されていくことにより、アーカイブズとしての絵葉書になるのである。

延藤家文書に含まれる絵葉書のうち、このように書簡として用いられた絵葉書の多くは、明治から昭和にかけて備後府中における財界の重鎮として活躍した5代目当主延藤吉兵衛重醇<sup>21)</sup>に関係するものである。その中でとくに目を引くのは、延藤吉兵衛が頭取を勤めた備後銀行の行員で、同行の行誌発行を担当していた松下義一の子息松下聖から送られた吉兵衛宛の絵葉書で、25枚が残っている<sup>22)</sup>。その内容は、聖が北海道の大学へ就学することになり、北海道までの道中や、札幌での修学・寮生活の様子について、随時絵葉書を送って知らせているというものである。道中では、神戸や東京の絵葉書が使われており、北海道へ渡ってからは、北海道庁や五稜郭、札幌中島公園、当別のトラピスト修道院の絵葉書などを用いている。延藤と松下との詳細な人間関係については不明であるが、吉兵衛が聖の就職の世話をしていたことが分かる書簡が1通残っていることから<sup>23)</sup>、進路の世話をした吉兵衛への謝礼の意を込めて送っていたものと推測される。

書簡として使用された絵葉書は、このほかにも、延藤家の家人から送られ





写真6 小西権兵衛商店の絵葉書  
大正8年5月

たもののほか、備後銀行の取締役を勤めていた栗延敬太郎や同行の監査役を勤めていた江草喜一からも、旅先等から絵葉書が送られている<sup>24)</sup>。これらの絵葉書を通じて、大正～昭和初期に20人程度いた備後銀行役員の中での交友関係を読み取ることも可能である。

このように、旅先からその土地の風景絵葉書を郵送する習慣は、現在でも広く行われているが、そうした私的な通信のためだけでなく、公的な立場から、あるいは業務上の必要から送られた絵葉書も伝来文書の中に見ることができる。

写真6は、大阪市東区北浜二丁目の小西権兵衛商店から延藤吉兵衛に送られた絵葉書であるが<sup>25)</sup>、大正8年(1919)5月における主力株の値幅表・高低表や5月中に発行される新株の発行日・銘柄・数量を記した行事予定表が印刷されている。小西権兵衛商店は、大阪株式取引所の仲買人であるが、延藤家は大阪株式取引所の株主の一人でもあり、このような絵葉書をたびたび受け取っていたと考えられる。この葉書は宛名が手書きされているのみで、印刷された葉書をそのまま送付した形になっている。一般的な絵葉書のイメージからは逸脱する葉書であるが、このような相場情報は、絵葉書登場以前においては、商用書簡として和紙(切紙など)にくずし字で書かれ、やりとりされていた性格のものである。

また、写真7は立憲政友会総裁で、後



写真7 犬養毅の絵葉書  
昭和5年2月

に首相となる犬養毅の写真と筆跡が印刷された絵葉書で<sup>26)</sup>、延藤吉兵衛宛に送られたものである。葉書の右側には「木舎幾三郎君記念」と書かれており、左側には「犬養毅 贈時年七十五」とあるが、いずれも印刷されたものである。裏面の通信欄には、「木舎幾三郎君を推薦す 右八新人物を議会二送りて 沈滞の習気を一掃する意味を以て御投票を願ふ 昭和五年二月 東京四谷南町 犬養毅 敬啓」と毛筆で書かれている。この部分は直筆であり、印刷された署名と比較してみる限り、犬養の自筆であると判断される。この葉書は、市販されて流通した絵葉書とは異なり、かなり限定された場面でのみ使用されたものであることは、一目瞭然である。昭和5年(1930)2月は、立憲民政党の濱口雄幸内閣の信を問う第17回衆議院議員選挙が実施された時であり、犬養は当時野党であった立憲政友会の総裁として選挙を戦っていた。木舎幾三郎は、政友会所属議員として広島県第三区(福山市、尾道市、御調・世羅・芦品・神石・甲奴・沼隈・深安・双三・比婆各郡)から立候補している。犬養は木舎を応援するため、選挙区内の有力者である延藤吉兵衛に対し、木舎への支援を依頼したのである。延藤家文書には、この絵葉書が送られる少し前、1月29日に犬養から延藤吉兵衛宛に送られた書簡も残っている<sup>27)</sup>。そこには、「此度之選挙ニ付、木舎幾三郎氏政友会公認候補として立つ事ニ相成り、所謂青年候補に候へハ、有力者の声援無之候てハ困難と存候間、何卒御指導被下度、特ニ御依頼申上候」とあり、まだ青年候補である木舎の選挙戦を、地元の有力資産家・企業家であり名望家である延藤に、支援して欲しいという意図が明確に記されている。結局、この時の選挙では、与党の民政党が大勝し、木舎は落選した。しかし、翌年に勃発した満州事変をめぐって濱口のあとを受けた第2次若槻内閣が閣内不統一に陥り、政友会総裁であった犬養に組閣の大命が下り、犬養が首相に就任したのである。五・一五事件で暗殺されたのは、その翌年であった。

このように、絵葉書には、特定の使用目的をもって作られたものもあり、それらはコレクションの対象として広く市販された絵葉書とは明らかに異質である。もっとも、選挙支援依頼の書簡をこのような絵葉書として送ることには、ある種の記念品的な意味合いがあったと考えることもできる。少なくとも、この絵葉書は、延藤家文書として、さきに挙げた犬養の書簡と共に残され伝来することによって、本来の意味が確保されるものと言えよう。

ところで、以上述べた事例は、いずれも特定の宛名が記され郵送された絵

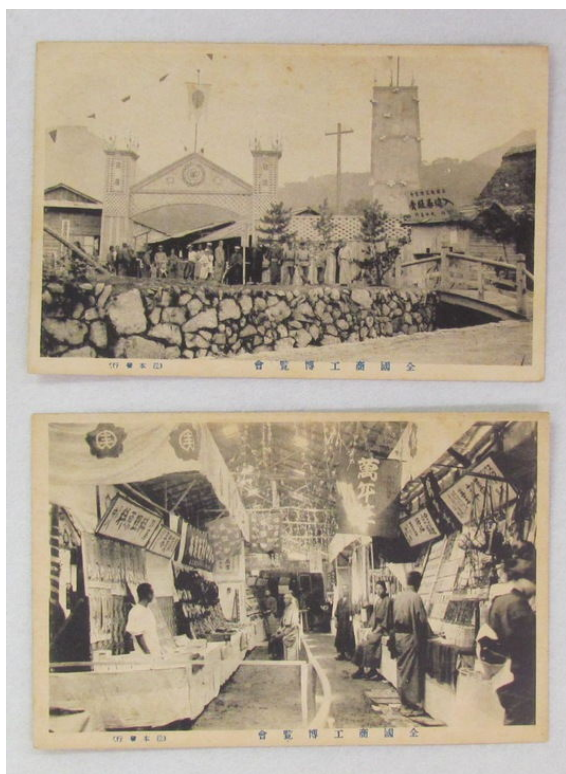


写真8 全国商工博覧会の絵葉書

写真8は、大正10年(1921)9月23日から10月22日にかけて、芦品郡府中町で開催された全国商工博覧会の絵葉書である<sup>28)</sup>。延藤家文書には、同年10月29日付で、全国商工博覧会から協賛会員宛に無事閉会した旨を知らせる報告書類が含まれており<sup>29)</sup>、延藤は協賛会員であったことが分かる。この2枚はいずれも未使用であり、入手方法は不明であるが、延藤家の活動の足跡を表すものとして位置づけることが可能である。

写真9は、府中町内に大正13年(1924)に開通した末広橋の絵葉書である<sup>30)</sup>。この絵葉書のタトウには、「末廣橋架橋記念絵はかき」という表題が書かれており、さきの商工博覧会の絵葉書と同様、記念絵葉書として販売されたものと考えられる。この末広橋は、延藤吉兵衛が府中町長時代に完成した橋であり、延藤家文書には、同年10月15日に末広橋の開通式が行われた際の延藤吉兵衛の式辞が残っている<sup>31)</sup>。市販の絵葉書であり、宛名・通信



写真9 末広橋の絵葉書 大正13年

欄も未記入であるため，入手方法を知ることはもはやできないが，この絵葉書も，関連文書と共に同家の活動の足跡と密接に関わる文書の一つとして位置づけることができる。

写真10は，昭和7年9月20日発行の『府中町公会堂落成記念絵はがき』である<sup>32)</sup>。延藤吉兵衛は，大正8年(1919)1月から9年3月まで府中町長を勤めたあと，14年2月から5月までの間，再度町長を勤めている。この公会堂が落成した時には町長を辞していたが，公会堂建設は，延藤が2期目の町長時代に町会に附議されており，敷地・建物を延藤自身が寄付している<sup>33)</sup>。この絵葉書は府中町役場が発行したものであるが，未使用であるため入手方法は不明である。しかし，公会堂と延藤との深い関わりを考えれば，この絵葉書が延藤家文書の中にあることの意味は，コレクションとしてのそれとは全く異なるものであることが理解できよう。



写真10 府中町公会堂の絵葉書 昭和7年



写真11 後藤蘆洲翁碑の絵葉書 昭和17年

堂が落成した時には町長を辞していたが，公会堂建設は，延藤が2期目の町長時代に町会に附議されており，敷地・建物を延藤自身が寄付している<sup>33)</sup>。この絵葉書は府中町役場が発行したものであるが，未使用であるため入手方法は不明である。しかし，公会堂と延藤との深い関わりを考えれば，この絵葉書が延藤家文書の中にあることの意味は，コレクションとしてのそれとは全く異なるものであることが理解できよう。

写真11は，昭和17年(1942)の『後藤蘆洲翁建碑建設記念』絵葉書である<sup>34)</sup>。後藤蘆洲は府中出身の漢詩人であり，『蘆洲詩稿』などの作品がある。延藤家には，後藤をはじめ，文人墨客の往来が激しかったという<sup>35)</sup>。延藤家文書の中には，同年4月13日付で，この石碑の竣工除幕式の案内状があり<sup>36)</sup>，延藤吉兵衛はこの建碑の発起人総代となっている。この絵葉書は，その性格からして，広く市販されたものではなく，関係

者に記念品として配られたものであると考えられる。未使用ではあるが、この建碑を計画した延藤吉兵衛と密接な関わりのあるものとして位置づけられる絵葉書である。

以上は、伝来文書としての延藤家文書に含まれる絵葉書のごく一例であるが、文書群に含まれる他の文書資料との関連性を調べると、伝来文書に含まれる絵葉書は、いわゆるコレクションとしての絵葉書とは異なる意味合いを持って存在することが理解できる。その意味合いとは、組織体(家・団体・個人)の活動履歴を示すものとしての意味合いである。絵葉書が、印刷物という二次的資料でありながらも、伝来文書の中でこうした意味合いを帯びるのは、それが単なる二次的資料としての印刷物ではなく、書簡としての性格をもち、また、単なる写真ではなく、特定の場面・場所・事柄に関する記念品としての性格を併せもつという、その複雑な性格によるものと思われる。

## おわりに

はじめに述べたように、従来の戦前期絵葉書に関する研究については、アーカイブズとしての観点からの検討が明らかに不足している。本稿は、その点を踏まえ、文書館収蔵資料の一つである絵葉書について、アーカイブズとしての観点からどのような位置づけが可能であるか、という点を意識しつつ考察してきた。絵葉書の性格は複雑であり、「アーカイブズとしての絵葉書」を本稿のみで十分に論じること難しいが、本稿は広島の場合を例に、一つの切り口を提示したものである。

戦前期の様々な絵葉書は、多くの場合、個人のコレクションとして残されるか、ある組織体(家・団体・個人)の伝来文書の中に含まれて残されるか、そのいずれかである場合が多いと考えられる。とくに、伝来文書の中に含まれている絵葉書については、その文書群の中に存在する何らかの脈絡が存在する場合が少なくないのであり、実際に郵便物として使用されたものだけでなく、未使用のものも含めて、伝来文書の中の他の関連性をもつ文書資料と一緒に残されることによって、その脈絡は維持されるのである。従って、それらの絵葉書が特定の伝来文書の中に含まれていることの脈絡は、それら文書群から分離されることによって不分明となり、未使用の絵葉書が分離された場合には、その脈絡は完全に失われることとなる。こうしたアーカイブズ

としての性格を理解することが、絵葉書を考える場合には必要である。

もっとも、絵葉書は多くの場合、記念品として、またコレクションの対象として広く一般に販売され流通したものである。従って、膨大な量の戦前期絵葉書が（宛名・通信文が書かれたものも含めて）今日でもコレクションの対象として流通していることは、ある意味必然的であるとも言える。様々な名所・旧跡を撮影した風景絵葉書は、写真撮影が一般に普及していなかった時代の貴重な画像を提供するものでもあり、絵葉書は純粹に写真資料として、また時代を反映する歴史資料としても、それ単独で大きな価値を有する。その価値は、コレクション資料において、先述したような比較検討を通じてとくに顕著に確認することができる。文書館収蔵資料の場合、個々の伝来文書に含まれる絵葉書は少量であっても、いくつもの伝来文書やコレクション資料をトータルすれば、全体としては相当量の絵葉書を収蔵することとなり、写真資料・歴史資料としての絵葉書のもつ価値を大いに発揮させることが可能である。このことも絵葉書のもつ重要な側面であることは間違いない。ただし、そのような側面と同時に、絵葉書を手にし残してきた出所にとっての意味も確かに存在する。

アーカイブズとして絵葉書を考える場合、それをデータとして記録し目録化する方法を確立することが重要な課題であるが<sup>37)</sup>、本稿ではまず、多様な性格をもつ絵葉書の諸側面を意識しつつ、絵葉書のもつアーカイブズとしての側面について指摘した。絵葉書をめぐっては、そもそも、各地方における具体的な発行・流行の歴史といった、基本的な史実の掘り起し自体も十分になされてはいない。それは、絵葉書のもつ性格の多様性とも関係しているように思われる。絵葉書はメディアとして、また美術作品として、純粹な写真として、様々な切り口からの考察が可能であるが、それだけに、個々のテーマに基づく研究が独立して行われ、共有すべき基礎部分の研究が立ち遅れてきたと言えるのではないだろうか<sup>38)</sup>その意味では、こうした歴史的視点からの分析やアーカイブズとしての側面に注目することは、絵葉書の基礎的研究の充実につながるものと思われる。

## 注

- 1) 佐藤健二『風景の生産・風景の解放 メディアのアルケオロジー』（講談

社選書メチエ, 1994) で, 絵葉書関連の文献を3つに時期区分する捉え方を示している。即ち, 第1のまとめり(1905~10年代)=日本における絵葉書文化誕生の同時代, 第2のまとめり(1930年代)=回顧的な絵葉書への言及, 第3のまとめり(1980年前後)=収集家のコレクションを編集し出版する中から生まれた考察と写真グラフィズム史からの解釈, という捉え方である。佐藤氏はこの著書の中で, 絵葉書に関する従来の研究について, それぞれの考察が孤立になされており, あまり絡み合うことなく展開してきたとして, 基礎研究の弱さを指摘している。他のコレクションを横断して考察を生み出しうるような一般的な基礎と, 絵葉書の日本近代における実態についての考察が不足しており, また, 絵葉書をデータとして記録し表示する方法の未確立を問題として挙げている(24-25頁)。

このほか, 絵葉書に関する近年の主要な研究として, 田邊幹「メディアとしての絵葉書」(『新潟県立歴史博物館研究紀要』第3号, 2002)では, 歴史資料として絵葉書に正面から取り組んだ研究が見られないとして, メディア史の中での絵葉書に注目した考察を行っている。また, 橋爪紳也『絵はがき100年 近代日本のビジュアル・メディ』(朝日新聞社, 2006)も, メディアとして, また記録写真としての絵葉書の様々な側面について論じている。ほかに, 斎藤しおり「資料としての絵葉書 大場磐雄資料を中心に」(『国学院大学伝統文化リサーチセンター紀要』第3号(第2分冊), 2011)・同「発行元から見る絵葉書」(国学院大学研究開発推進機構学術資料館『人文科学と画像資料研究』第6集, 2011)など, 学術研究と絵葉書との関わりや, 絵葉書の発行元に着目した研究などが見られる。

なお, 絵葉書に関する研究史については, これら各研究の中で詳しく取り上げられており, 本稿での研究史整理は省略する。

- 2) 安藤正人「文書館の資料」(大西愛他編『アーカイブ事典』大阪大学出版会, 2003)。
- 3) 日本の絵葉書ブームに関するこれらの記述は注1)の諸研究による。
- 4) 『中国新聞』明治38年6月13日付記事「絵葉書封筒」。
- 5) 『中国新聞』明治38年10月29日付記事「畜音葉書の発明」。
- 6) 『中国新聞』明治38年6月28日付記事「絵葉書取扱の注意」。
- 7) 『中国新聞』では, 明治40年3月14日付の藤谷 ○堂の広告に, これら3店が売捌所として記載されている。
- 8) 広島絵葉書奨励会については, 明治40年4月10日の『中国新聞』に「広島絵葉書奨励会」と題する予告記事が掲載されており, 開催当日の5月11日にも「広島絵葉書奨励会開会」と題する記事が掲載されている。
- 9) 『中国新聞』明治40年12月26日付記事「絵画同好会絵葉書」。
- 10) 『中国新聞』明治5月31日・6月2日・8月13日・14日付の藤谷 ○堂

の広告に、「泉邸の雪」と「安芸の宮島」の受賞を記載している。

11) 絵葉書の年代推定方法については、住所・宛名面の印刷様式の違いから、まず5期に区分できる（印刷様式の違いは、逓信省の郵便規則改正によるもの）。

- 明治33～39年：住所・宛名の記載欄のみ。
- 明治40～大正6年：住所・宛名欄と通信欄を区別する罫線が表面下部の3分の1以内に引かれている。
- 大正7～昭和7年：住所・宛名欄と通信欄を区別する罫線が表面中央に引かれている。
- 昭和8～19年：表面上部の記載が「郵便はかき」から「郵便はがき」に変更される。
- 昭和20年以降：表面上部記載の「郵便はがき」が右読みから左読みに変更される。

また、印刷様式の違いに加え、貼付されている切手からも3期に区分することができる。

- 菊切手（中央に菊の紋がある）＝明治33～41年。
- 田沢切手（中央に縦書きで「壹銭五銭」とある）＝大正2～昭和12年。  
\* 田沢切手は凶案を一般から公募して作られた切手で、田沢昌言氏の凶案が採用されたため「田沢切手」と称されている。
- 乃木切手（乃木希典の胸像が描かれている）＝昭和12～21年。

この2つの推定方法を組み合わせることで、絵葉書はある程度の年代推定が可能である。

12) 広島県立文書館で開催した絵葉書の展示については、同館のホームページで以下の図録を公開している。

『平成22年度県庁ギャラリー展「広島県の歴史絵はがきと観光資料 戦前戦後の海・川・町」』2010。

『平成23年度県庁ギャラリー展「広島県の歴史絵はがきと観光資料 内陸部の風光」』2011。

『収蔵文書の紹介「広島県の歴史的風景 文書館収蔵の絵はがきから」』2012。

13) 長船友則氏収集資料（広島県立文書館所蔵，請求記号200407-1757）

14) 植田静人氏収集文書（広島県立文書館所蔵，請求記号198910-1079）

15) 長船友則氏収集資料（請求記号200407-1756）

16) 原田家文書（広島県立文書館所蔵，請求記号109206-102）

17) 長船友則氏収集資料（広請求記号200407-1750 左・1751 中・1766 右）

18) 上段は広島築港百年史編纂委員会資料（広島県立文書館所蔵，請求記号200307-298）。下段は長船友則氏収集資料（請求記号200407-1582）



- 19) 長船友則氏収集資料 (請求記号 200407-1351 上・1355 下)。
- 20) 備後国芦田郡府中市村 延藤家文書 (広島県立文書館収蔵 寄託 , 文書群番号 199110)。
- 21) 延藤吉兵衛重醇については, 杉原茂『府中人物伝』下巻(1989)を参照。
- 22) 25枚の絵葉書の請求記号は, 延藤家文書 199110-625-26・30~34・36~38, 628-9・11・12~20, 631-8・10~13。
- 23) (年不詳)7月14日〔書簡〕(松下聖氏就職の儀につき)(延藤家文書, 請求記号 199110-686-79)。
- 24) 備後銀行とその役員については, 創業百年史編纂事務局編『(広島銀行)創業百年史』(株式会社広島銀行, 1979)747~750頁を参照。栗延敬太郎からの絵葉書は, セット絵葉書を含む3点(延藤家文書, 請求記号 19110-626-48, 628-5, 645-7)。江草喜一からの絵葉書は, タトウ2枚を含む3点(延藤家文書, 請求記号 19110-626-40・49, 634-8)。
- 25) 大正8年5月中行事 主力株値巾表・主力株高低表(絵葉書)(延藤家文書, 請求記号 19110-628-1)。
- 26) 木舎幾三郎君記念犬養毅贈時年七十五(絵葉書)(延藤家文書, 請求記号 19110-625-1)。
- 27) 〔書簡〕(木舎幾三郎氏政友会公認候補につき声援指導依頼)(延藤家文書, 請求記号 19110-686-37)。
- 28) 全国商工博覧会(絵葉書)(延藤家文書, 請求記号 19110-643-13・14)。
- 29) (全国商工)博覧会関係書類(延藤家文書, 請求記号 19110-4918)。
- 30) 延藤家文書(請求記号 19110-643-4・5・6)。
- 31) 式辞(末広橋開通式)(延藤家文書, 請求記号 19110-684-1)。
- 32) 府中町公会堂新築落成記念絵はがき(延藤家文書, 請求記号 19110-275)。
- 33) 杉原茂『府中人物伝』下巻(1989), 204~206頁。
- 34) 後藤蘆洲翁碑(絵葉書)(延藤家文書, 請求記号 19110-633-68)。
- 35) 杉原茂『府中人物伝』下巻(1989), 186頁。
- 36) 〔後藤蘆洲翁建碑竣工除幕式案内状〕(延藤家文書, 請求記号 19110-625-7)。
- 37) 絵葉書のデータ記録・目録化については, 西村豪「尼崎市立地域研究史料館所蔵絵はがきの整理・公開に向けて 画像情報とリンクしたデータベースの構築」(『地域史研究 尼崎市立地域研究史料館紀要』第112号, 2012)が, 尼崎市立地域研究史料館における絵はがきデータベースについて紹介している。
- 38) 前掲注1)を参照。

(にしむかい こうすけ 副主任研究員)

# 広島県立文書館紀要 第12号

平成 25 年 3 月 15 日 発行

平成 25 年 4 月 26 日 pdf 版制作・公開

編集・発行 広島県立文書館

〒730-0052  
広島市中区千田町三丁目 7-47  
TEL (082)245-8444

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/monjokan/>